

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 訴えの提起について
- 日程第3 議案第3号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第4 議案第4号 瑞穂市都市計画マスタープランの改定について
- 日程第5 議案第5号 瑞穂市・神戸町水道組規約の変更について
- 日程第6 議案第6号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第17号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第20号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 平成30年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算

- 日程第28 議案第28号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第29 議案第29号 平成30年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第30 議案第30号 市道路線の認定について（その1）
 日程第31 議案第31号 市道路線の認定について（その2）
 日程第32 議案第32号 市道路線の認定について（その3）
 日程第33 議案第33号 市道路線の認定について（その4）
 日程第34 議案第34号 市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	日比野 丸利子
書記	宇野 伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝からまことにありがとうございます。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず2件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成30年1月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目につきましては、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は1月12日に中小学校を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告いたしました資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、3月2日、若井千尋君から発議第1号所有者不明の土地利用を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、3月2日、若園五朗君から発議第2号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

5件目は、お手元に配付しましたとおり、3月5日、議会運営委員長から発委第3号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出され、受理をいたしました。

6件目は、本日、市長から議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）の議案が提出され、受理をいたしました。

これら4件については、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第2号訴えの提起についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

ただいまの議案について質問させていただきたいというふうに思います。

まず1つ目でございますが、今回のこの訴えの提起でございますけれども、このような事案といえますのは、私が議員になりまして初めてかなというふうに思うんですけど、これまでこうしたことがあったのかどうかわかりませんので、お尋ねをしたい。大変まれなことではなかなあというふうに感じております。

そして、これは第三債務者でございますが、市からの支払いを拒否すると、こういうことでありますけれども、その理由は一体どのようなものであるかということをお尋ねをまずしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをしたいと思いません。

こういった事例がこれまでにあったかということでございますが、私が市民部長をさせていただいて3年になりますけれども、私も初めての経験でございます。

それからもう一点、第三債務者が支払わなかった理由ということでございますけれども、特に相手方とも担当のほうは直接お話しに行つて支払いを求めているということは聞いておりますけれども、そういった場合に、どういう理由かということも言わずに、ただ単に支払いを拒んでいるという、拒んでいるというよりも支払いの請求に対して何ら行動を起こしていないというのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） なぜ支払いができないのかと、その理由がちょっと定かではないかなあというふうに感じました。

次にお伺いしたいと思いますけれども、差し押さえの停止要件がございますけれども、それにかかわってお尋ねしたいと思うんですけれども、差し押さえを執行しますとこの滞納者の生活というものが一体どのようなものになるかと。つまり、著しく生活を逼迫させる、そういうおそれのあるときにはやってはならない、もしやればこれを差し押さえ停止にすべきというのが法令の言うところでございますけれども、そういった滞納者の生活状況、また差し押さえによって生活が著しく窮迫する、こういうおそれはないのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 滞納者自身が生活困窮にならないかという問題でございますけれども、一応、一応という言い方はおかしいですね、私のほうでは担当のほうから報告を受け、それから交渉履歴等を確認させていただいております。そこから判断しますと、本人も、実はこの方は転居をされておまして、その際に担当課のほうで来庁された場合にということで交渉をさせていただいております。その際に、再度来庁して納付誓約等の約束を交わしておるようでございますが、その際、来庁されないというおそれもございますので、その担保として給与の差し押さえ承諾をいただいておりますというところから判断しまして、金額的にも割と多目の金額で差し押さえ承諾をされておりますので、差し押さえ承諾というか給与の差し押さえを直接差し押さえてもいいよという承諾をいただいておりますので、生活困窮に陥るような状況ではなかったということで判断しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） どのようにその滞納者の生活がなってしまうのかということは、もう少しよく事情を聞いていただくことが必要かなと今のお話を聞きまして思いました。

そこで、改めてお伺いしますけど、税務署のホームページを見ますと、差し押さえの猶予についての取り扱い要領というのがあります。そこでは何が基本として言われておるかといいますと、滞納者の一人一人の状況、納税者の視点に立って、その納税者一人一人の状況によく配慮して、猶予、こういうさまざまな猶予措置がありますけれども、その猶予を図っていくということを基本にすると、こういうふうに言っているわけですね。

ですから、私、そういう意味でいいますと、この納税者の視点に立ってその滞納者の状況というのが本当によくつかまれておるのかということがちょっとよくわかりません。その点では、もう先ほどちょっと言われましたけれども、差し押さえありきのこういう対応ではいけないと思いますが、その点では、お伺いしたいと思いますのは、差し押さえありきの対応ではないかと思うんですが、いかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 差し押さえありきではないかという御発言でございますが、そもそも差し押さえに移行する前に何度も、この方は市・県民税と国民健康保険税を滞納されておりますけれども、各担当のほうから何度も支払いを求めるといようなことをしておりますし、もちろん督促をして、催告をして、その間にも累積する一方ですので、支払いをする、支払うという、税を納めるという意識のない、余り、ほぼないというか、そういうような方のご様子でございまして、こちらのほうから何度も納税を促しておっても累積する一方でございましたので、やむを得ず滞納整理をすると、差し押さえをするという状況でございますので、差し押さえありきでという見方をされるのはいかかなものかなというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 差し押さえありきではないかと、その点でのお尋ねをしたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、これ、題を見ますと滞納市税となっていますよね。滞納者の多くの皆さんは往々にして、ここの瑞穂市で市税といいますと、国保税、住民税、こういうふうになっておりますけれども、しかし滞納者の皆さんはそれ以外のところで、いろんな社会保険料、あるいは学校給食費を含めて、介護保険、そういうのを含めて、いろんなところでもう支払いができなくて、先ほど言われたけれども、払う意思がないと言われたけど、払う能力がなくて払えないという場合もあるんですよね。払う意思がないということになりますと、これはちょっと悪質かなと、こういうふうになりますけど、払いたくても払えないという、こういう事情はないのかと、こういうことをお尋ねしておるわけですので、もう一度ちょっとお答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） この方の場合を申し上げますと、支払う能力は十分にあるにもかかわらずほぼ納税されておられませんので、累積額で訴えを起こさなければならないような状況になっていると判断をしております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第3号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第3号財産（土地）の使用貸借についてを議題といたし

ます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

ただいまの議案第3号ですが、質疑を行いたいというふうに思います。

この財産（土地）貸借についていいますと、これは市の共有財産であります土地を貸与することでございますが、なぜ無償貸与するかといっていますと、公立保育所を廃止して、つまり穂積保育所を廃止して民営化すると、こういう目的でございます。そして、その後の民間の保育事業者といっていますのが認定こども園と、こういうことになっております。

そこでお尋ねしたいというふうに思いますけれども、子ども・子育て支援新制度のもと、認定こども園といっていますのは、父母と、そして保育所との直接契約になるわけですね。そういう点がこれまでとも大きく違います。なぜ直接契約ではだめなのかということをお尋ねすると、例えば保育料を納められない家庭があるとしますと、当然ながら保育料が納められない、ということの中で、この認定こども園というのは、この契約を解除できる、破棄できる、こういうことが許される制度になっておるのではないかなあというふうに思います。そうしますと、もしそういったお子さんが生まれたときには、このお子さんにとって必要な保育が奪われてしまう、こういう危険があるのではないかと思うんですけれども、その点では、市としてどのようにそういう事案が起きたときには関与されていくのかと、そういう点をお尋ねしたいなあというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。お世話になります。

今の小川議員の、認定こども園になると直接契約になるのということで、生活困窮者の方々について厳しい扱いになるのではないかと、事業主が扱いになるのではないかとという御質問でお答えさせていただきます。

保育所型認定こども園ということで、慈雲学舎さんが今回新しくやるということになっております。ただ、直接子どもが認可している保育所、普通の保育所ですと、私どものほうから保育料を納めてもらって保育料の分を差し引いて給付を払うということになるんですよね。ですから代理でもらっているわけなんですけれども、認定こども園になってくると、直接契約といって、事業主さんが請求に入るという形になってきます。今おっしゃられたストーリーでございます。

ただ、私どものほうでは、子供さんを預かるという自治体の使命がございますので、あとそ

れから生活の困窮者の方には保育料の軽減措置とかというのもあります。そういう点で間に入って調整していくという思いではおりますので、全くその点に関しては関与しないとか、そういうことは思っておりません。

往々にして、また生活が苦しい方というのは、やはり子供さんの状況がいろいろと出てくるわけなんです。やっぱり経済的に困窮しているという方は、いろんなところで、体の状態が悪いかそういうところで、私どものほうでわかってきます。そういう点で、事業主さんは民間になるんですけれども、連携をとりながら見ていくということをしております。

新しい子ども・子育て支援制度の中におきましては、そういう子供たちも連携をして、市のほうに話をして、ネットワークをつくってやっていきなさいというのが新しい制度なんです。今まではその辺が児童福祉法になかったんですけれども、この子ども・子育て支援制度ではそういうところがあります。

例えば小規模保育所ですと、ゼロから3歳、未満児さんしか預かれないんだけど、その後はほったらかしになってしまうんですね。ただ、3歳から保育所に入れるんですかというときに、やっぱり市は介入して、調整して、受け入れるようにしなさいということで、ネットワークを組んでやっていきなさいということになっています。

そういう点で、私どもは介入していくという姿勢を持っておりますので、御心配はなさらないでお願いしたいなあというふうに思っております。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） わかりました。

私が今お聞きしましたのは、契約解除になった場合、どのように市が関与していくのかということをお尋ねしたかったんですね。その場合に、お子さんは、今度は新しい保育所には入れない、こういう事態になると思うんですけれども、その場合には市のほうとして認可保育所に受け入れる、こういう考えだというふうでよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 枠が、当然これから順番順番に受け皿というのは整備していきます。それから、状況を見ていていろんなところ、公のほうであれば当然受け入れるということになりますね。その姿勢はあります。当然、虐待だとかいろんな状況で現に保育所に入っていない子どもでも一時的に保育所で預かるという仕事も私どもにはあるんですね。ですから、そういう形でもありますし、やっぱり調整して、もし万が一のときは公のほうで預らせていただくという方向性でおりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 市のほうで受け入れると、こういうことですがけれども、子供にとってはなれ親しんだ保育所を退所すると、こういうことになってしまうことになることを危惧しておると思いますね。ですから、この認定こども園が、保育所を廃止して、認定こども園にすることが果たして子供の利益になるのかと、こういう点では疑問があるなということを思います。

次にお尋ねしたいことがございますけれども、これまで瑞穂市として発達障害の子たちに、入所してくるんですけれども、こういう人たちが大変多くなってきていますわね。その場合に加配の保育士ということを言われております。これが市としても大変努力をされておると、こういうことをいろいろ言われておりますけれども、今度、新しい認定こども園になったときには、この必要とされる加配の保育士というのは何人だというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたい。

また、この加配の保育士がこれまでと同様に配置をされていくのか、この保証があるのかなのか、その点でもお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 加配の保育士でございますが、いわゆる加配の保育士のちょっと説明をさせていただきますけれども、定員は定員で、年齢で決まっているわけなんです。定員を基準にして、年齢によって先生が何対。ですけれども、いろんな状況でいわゆる手がかかるお子様が見えます。育ちの問題だとか環境の問題とかがありますので、その定員以上に入れなといけないということがやっぱり多々あります。私どものほうではそういう方々を、市のほうでは、今の状況は、子育て支援員とか保育士がいないところだったら、そういう教育をしてやっています。

ですから、民間さんのほうにもそういう制度を、補助金の制度なんかをこれから、今後整備していく必要があるのかなというふうに思っております。国のほうから若干その補助金のことにはあるんですけれども、状況を見ていて、それから民間さんの加配をやっているところには、手がかかる子が多いところには補助金なんかをつくっていくというようなこともやっていかないと採用が難しいのではないかなと思っております。

ただ、採用の升といいますか、その人たち、保育士さんがなかなか少ないという状況になっていますので、そういうところでは子育て支援員等の研修なんかを市では今やっておりますので、そういうのを受けて、また民間のほうに送るというような流れもつくっていくというようなことも考えておるといところでございますので、よろしくお尋ねしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 現状では、これが引き続いて、加配の保育士が配置されていくと、こういう保証があるかということについては、難しい状況もあるということをお尋ねしたのではない

かなというふうに思います。それに対して、市としては補助金を設けて支援を図っていくという考えも言われたのではないかなというふうに思うわけです。

また次にお伺いしたいというふうに思いますのは、民営化をすると。認定こども園が父母のニーズに応えると。こういう点では、今までも言われておりますよね。ですけれども、もし仮に認定こども園ではなくて私は公立保育所に行きたいと、こういうお子さんがおられたときには、そのときにはそのお子さんというのは特定の保育所を希望したと、こういうふうな扱いになるのか、それともそうではないのかということはお尋ねをしておきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問ですけれども、入所の調整のときにおいて公立保育園が入りたいけどいっぱいだったということですよ。そういうときは、やっぱり希望のところに入れなかったということで、統計上といいますか、待機の状態ではなくなるということになりますね。

回答になっていないかもしれませんが、その回答でよかったですかね。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今のお答えですけど、確認をさせていただきたいと思いますが、仮に認定こども園を希望せずに、第1希望で私はどことこの市立の、公立の保育所に行きたいと、こういう希望を出されたときには、それによって不利益が生じない、こういうふうで受けとめさせてもらっていいですかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の調整と一緒にですので、別段その不利益という考えは、私どものほうでは、行政のほうでは持っておりません。できるだけ第1希望から第5希望まで今は書いていただいているんですけど、その中でお母さんの状況とか、子供さんの状況とか、通勤の関係だとか、そういうのを見させてもらって、一番適するところへお勧めして入っていただいている工夫はしておりますので、不利益をこうむるようなという扱いとは私どもは理解せずに、一生懸命できるだけ対応させていただくという姿勢でありますので、お願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、現在、穂積保育所で働いておられる保育士の皆さんの雇用の問題なんですよ。これが認定こども園、民営化されると、こういうことによりまして、今まで瑞穂市に雇用されていた正規の保育士の皆さん、あるいは非正規の保育士の方の雇用というのは、全てその雇用を保障すると、こういうふうに

受けとめてよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今現在、穂積保育所で働いていただいている正規職員、それから非正規といいますか補助職員の方ですけれども、正規に関しましては、今の公立のほうへ異動で対処していくということで、定員が減るといことはございません。それから、補助職員さんの中にも、この穂積保育所だけではなくて全体の補助職員にみんな声をかけています。今回こういう流れがありますよ、行政のほうも大きくかじを切り始めましたということで、民間さんが参入されますが、そういうところへ行くという方も見えますかということはアンケート調査をさせていただいています。そういう形で、民間さんのほうにも行きたいという方もやっぱり見えたので、そこは新しい事業者さんをつなぐということで、穂積保育所に今勤務していた正規・補助職員の定員が、保育所が民間になったということで減数になってしまった、やめさせられたということはないよということで進めております。全くございませんので、御安心ください。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私が老婆心ながら心配をするところは、民営化がそうやって詰められてきますと、今は保育士が足りないと言っておられますけれども、今度、今まで穂積保育所で働いていた保育士の皆さんが、引き続き市で雇用されるということになりますと、それを契機にして、またそれを理由にして、保育士の皆さんのリストラが行われるということが危惧される場所ですけれども、そういうことはないというふうに受けとめさせていただいてよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） はい、全くそのとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございます。

議案第3号、財産の使用貸借、これについて質疑をしたいと思います。

この議案は、土地を無償でお貸ししますよと、こういうことでございますけれども、公私連携型保育所の認定の関係については法の中でも決めてあるんですが、これはなぜ無償になっているのか。あるいは安く貸してもいいよと、こういうふうに言っているんですが、この無償と

いうことはどのような判断でなされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の松野藤四郎議員の御質問に答えさせていただきます。

無償でなぜ貸すかということでございますが、この保育所を運営するということですから、なかなか地域性とかいろいろ問題があります。この地域はどういう特性があって、このエリアはどういう保育をやっていけばいいかということがあります。そういう点で、今まで保育をやってきた中、歴史とかを見ると、社会福祉法人さんが多かったんですね。

それで、どうしてその土地を無償化するかということですが、実際に国のほうから来る給付費、ゼロ歳には幾らと決まっているんですけども、そういう給付費と、あと運営とかをやっていくのに結構お金がかかる、なかなか大変な事業なんですね、そういう点もございまして、簡単に全てを準備するというのは非常に難しいというのがやっぱり事実としてございます。

大きな大きな全国ネットでやっているところはあるんですけども、いろいろとその土地柄のところとか、いろいろ難しい点がございまして。ですから、この岐阜県をよく知っているところでというところでやってもらいたい。ということは社会福祉法人が一番なんですけれども、ただそういう点で運営上もなかなか難しいので、ほかの自治体等々、各自治体等々も、土地のほうは無償で貸して、あと市の建物もそのまま譲渡してというようなやり方をしているとか、そういうところもございまして。というところが逆に多いです。

そういう状況がありますので、無償で貸して進めていただきたいということで進めてもらうということでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の次長の答弁ですと、何か地域性とか給付費の問題、あるいは運営が厳しいと、こういうような話をされておるわけですが、例えば一般の民間の保育所、これも参入してきますよね。自分で土地を買って、建物をつくって、運営していくんですね。なぜこの公私連携だけがこういうふうになるんですかね、無償ということに。それをもう一度御答弁願いたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 公私連携のほうは、やはり民間さんがやってくると今までの過去の、今回の子ども・子育て支援法が入ってきたときに、この連携型というのが新しくできたわけなんですけれども、市が全体的な子供のことを考えていったときに、よく走って行ってしまいうということがあるんですね。ですからお話しさせていただきましたが、公私連携型をとることによって、ギブ・アンド・テークの関係と申しますか、助け合いの精神と申しますか、そういう

ところで、市のほうからは土地を提供させていただき、そのかわり建物のほうは準備してくださいねということでやっていく。それで運営のほうも、土地の分もあるということあるんですけども、ただ公私連携でやっていかないと、やはりいろんな土地柄のこととか、保育のこととか、あとつなぎのこととかということがあるんですね、小学校のつなぎとか。そういう点もありまして、運営のところでは公私連携型をしていくというのが瑞穂の保育の考え方としていいということで進めております。

単純に全てお金で準備ができるのでということではなくて、その辺、一緒になって進めていくということで公私連携型を選んでいくということもございますので、御理解願いたいなあとというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 詳細についてはまた一般質問等を含めてやっていきますけれども、例えば建物が建つところ、今建っておるところの保育所を壊してそこに建てるんですけど、その土地については何らかの、無償あるいは安くという話にもなるわけですけども、じゃあ駐車場のほうね、駐車場がありますよね、これも無償で貸すと言っていますよね。私は、できれば駐車場は別として、建物については何らかの軽減という話もあるかと思っておりますけれども、駐車場については、そこは事業者の考えというか、そこで駐車場を確保するんだというふうで、わざわざ行政財産を市が無償で貸すというのは私はおかしいなと思うんですけども、これは駐車場と建物と一体として無償で貸すよという議案になっておることによって解釈していいんだということですね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 市の駐車場ですけども、私ども保育所の事業なんですけど、ほかに地域のまたいろんな事業だとか、保育所をまた使ってもらって、連携のことで地域のほうに使ってもらおうということもありますので、そういう点で、やっぱり私どもで持っています、無償で貸して、そういうところにも使っていただけるような体制をとることがよいのではないかと進めさせていただいておりますので、お願いしたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） きょうはたくさんの議案が出ていますので、ここら辺にしますけれども、詳細については別途また一般質問等を含めてしますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第3号財産（土地）の使用貸借について質疑いたします。

これは、今までの質疑でも傍聴者の皆さんにもおわかりのように、穂積保育所を公私連携型保育所、認定こども園とすると。土地を無償で貸借するということですが、市の計画によれば、穂積保育所を初め、あと2園、合計3園、この形で作っていく計画です。

それで、今回、私は、穂積保育所は地元だったものですから、地元への説明会ということについてお尋ねしますが、自治会長から説明がありました。このときに、自治会ですけど、地域といっても本当のその保育所がある自治会だけでしたけれど、非常にいろいろな疑問が出ました。必ずしも反対ばかりではないんですけど、よくわからないというのがあったんですね。私は出席していましたので、わかっていることは説明したわけですけど、結論を言えば、やっぱり市からきちんと、地元自治会だけでなく、もうちょっと広い範囲ですね、例えば穂積保育所だったらせめて穂積地区への説明はあってしかるべきではないかなと思いました。

というのは、たまたま私たちのところには議員が私以外にもいるから聞いていて、わかることは答えられる。けれど、議員の説明というのは必ずしも客観的な説明ばかりではなくて、行政の施策について○と思っている議員もいるし、△または×と思っている議員もいるわけで、議員が説明するというのは二次的にはあってもいいけれど、一次的にはやっぱり行政の説明が必要ではないかというのを非常に疑問に思ったというか痛感いたしました。

今後、今回も間に合うといえ間に合うわけですが、これについて行政に聞きましたら、その自治会の考え方によるというような御説明でしたけれど、今後は自治会の考え方、市からの説明が必要かどうかみたいな、そういう考え方ではなくて、それとは全く関係なく、市からきちんと説明をするということが必要ではないかというのが私の結論です。

その点について、今後改善していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、くまがい議員のほうから御質問がありました件について、お答えさせていただきます。

私どももいろいろと説明をしてきたわけですが。保護者、当然入所する予定の方々とか、今現在おる保護者の方とか、地域の方にも来てくださいねということで、保育所で集まっていたというのはやってきたわけなんですね。自治会長にも相談させていただいて、話をさせていただいています。たまたま今回、業者さんが決まりましたので、その方々とも出向いてもいいですよという話をさせていただきましたけど、わかっているからいいですよという話もありまして、今のところ自治会のほうにはということになっています。ただ、広く自治会のほうには来てくださいねという方には、1回だけはやっておりますね。

ただ、今言ったように、やっぱり実際的な進捗状況だとかがわからないという話もございま

すので、やっぱり私どものほうからは出向いて話をしたいと思いますので、また自治会のほうも、今、联合会、この下に自治連だったりというのがまたできてきていますよね。そういう点でもまたお話しさせていただいて、知っていただくような努力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私の質問の趣旨がよく伝わっていなかったみたいなんです、該当する自治会联合会や区長会で説明されているというのは知っています。でも、その代表者がその地域の住民にきちんと伝えられるかという、地域の住民というのは立場によって物すごくいろんな疑問を持つんです。保育所の保護者や来年度の入所希望者を対象に行われたことも知っていますが、私のさっきの発言の趣旨は、自治会及び地域、もうちょっと広くの住民全般に御案内を出して、そういう場を、進捗状況じゃないですよ、こういうことにするからと方針をきちんと始める前に御案内を出して、直接その地域の住民の方に説明する場を市として設けるべきではありませんかという発言ですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） わかりました。

ちょっと私の説明が悪かったですが、そういうのを市のほうでやり、プラスその校区の联合会とか連絡会とかも使わせていただくという意味合いでお話しさせてもらったわけですので、よろしくお話ししたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今回、地域住民に保育所で説明会をやりますという案内は出ていましたか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今はないんですけど、当初、その計画が出るというときに集まってくださいねという話をさせていただいたのが1回でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私が申し上げた理由は、今後2カ所で行われるからです。議員から、終わったことじゃないか、まあいいやないかと、私の質問だけにはいつもそういうつぶやきが聞こえます。初めに発言の趣旨を申し上げました。今後、まだ2カ所計画しているわけですから、改善していただきたいという趣旨で申し上げました。ぜひ地域住民へ回覧板なりでお知らせして、参加したい人はできると、初めて聞いたなんて言う人が少なくとも出ないよう

に、出た場合は回覧板でもお知らせしていますということを徹底していただきたいと思います。
最後にまとめの御回答をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今お話しされたような形で、皆さんのほうに広く周知させていただいて、集まっていただいて、説明するような形をとらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第4号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第4号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議案第4号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についてにおいて、質疑をさせていただきます。

まず、こちらの議案でございますが、瑞穂市都市計画審議会において会長名で附帯意見がついております。2つついてありますが、この2つについての附帯意見の御見解をまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

都市計画審議会の会長の答申では、2つ附帯意見がついております。

1つ目につきましては、各種事業の実施に当たっては、各団体、関係機関と連携を図って、着実な進捗に努められたいという御意見がついております。これにつきましては、都市計画マスタープランの4つの目標について、マスタープランというと、どっちかという総花的なお話になって、具体的な事業が書いていないというところがありますので、このマスタープランを基本にして、個別の事業についてはそれぞれの事業の中で着実に推進してほしいという意見があった中での附帯意見だというふうでさせていただきます。

2つ目の社会情勢などに応じて、その方針、施策の変更があれば随時見直されたいというところにつきましては、審議会の中では、特に7つの地域別構想をつくっておりますが、その中でも7つにこだわらずに、地域が同じような特性を持っていればその時点で集約したほうがいいのか、なかなかないとは思いますが、小学校の統廃合があれば小学校区にこだわる必要はないのではないかというようなことで、その社会情勢が変われば計画の見直しも必要であるというような御意見をいただいた中での今回の答申となっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、詳しく附帯意見の内容についてはお聞きしましたので、これについてはまた一般質問等でさせていただきますが、1点、これは瑞穂市の都市計画マスタープランが今回改定されるわけですが、瑞穂市においては、岐阜都市計画区域に昭和46年に編入して、穂積町と巣南町の一部ですね、昭和46年に岐阜都市計画区域に編入されて以来、岐阜都市計画の構成市町としてのもう一つ上位のマスタープランがあるわけですが、それとの整合性についてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 30年度の予算の中には、今度は岐阜都市計画区域のマスタープランをつくります。これは、まさに各市町、岐阜都市計画区域の構成市町ですね、それぞれの市町でマスタープランを瑞穂市のようにつくっておりますが、今度はこれを持ち寄って広域の都市計画のマスタープランをつくることに30年度から着手することになっておりますので、もちろんこれについては、各市町の都市計画マスタープランと、今度は岐阜都市計画区域の広域の都市計画のマスタープランとは当然整合が図られるというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 整合が図られるということで理解させていただきましたが、本来、都市計画決定権者なるものは、現在及び将来における都市機能を確保し、発展の方向を定めるものなので、その策定に当たっては都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分に尊重されなければならないというような、こちら、これは岐阜の都市計画のネットから取り出したものでございますが、本来、今、部長が申されたように、30年度には岐阜都市計画の策定に係る予算が計上されておるわけで、構成市町が持ち寄って一つの、もう一つ大きい枠組みの中の岐阜都市計画区域のマスタープランができるわけですが、瑞穂市の実情と社会情勢と、それと現在の実情と構成市町の全体の実情とは違うものがあると思いますが、そこのあたりは所管としてどう考えておられるでしょうか。実情が違うのではないかということに対しての所管の担当部長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） もちろん岐阜市がこの岐阜都市計画の中心になっているような形で、その周辺の市町が岐阜市と一体となったまちづくりをするという中で都市計画の広域を設定したというふうに思っております。市町によっては、岐阜市みたいにやっぱり人口がこれから減少してくるとなると、立地適正化というような、そういう計画を立てて、やっぱり中心部に人口を集めてくるというような計画もあります。

瑞穂市の中でも、都市計画マスタープランの地域別構想を1つずつ見ていただくと、西、中は本当に人口が減少、また高齢化というのが市の中でも、ほかの地区は高齢化率が平均より低いとか人口が増加しているという中で、2つの地区は減少、それから高齢化が市の平均より高いという、瑞穂市内でもそういう濃淡が出てくるというような状況ですので、もちろん岐阜市においてもそういう状況は変わらないと思います。そういった意味で、国が今後示します集約型の都市という方向は、どのまちも同じ方向を向いているというふうに感じております。

もちろん、昨年御承認いただきました岐阜県域の都市圏構想ですね、この中では、もちろん都市計画もやはり岐阜市を含めて周辺の市町と広域の連携を図る必要があるというふうに思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） よく理解させていただきました。また詳細については一般質問でさせていただきますので、よろしく願います。

また、今、部長のほうから御答弁の中で、はっきりは申されませんでした、岐阜市を中心とした岐阜都市計画区域内の実情は、大きくは集約型であるというような考えのもと策定がされておるであろうということでしたが、その中でもそのまちそのまちの、構成市町においての実情はそれぞれに違うと思いますので、その辺を今後しっかりとお含みおきいただきながらマスタープランの作成に当たっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私の発言について、異議のある方は見えますか。

発言させていただきます。

マスタープランの中に、例えば80ページ、地域重点施策の進め方で、JR穂積駅周辺における交通結節機能の強化、計画的な市街地整備などによる都市拠点の形成、土地の有効・高度利

用というふうに、JR穂積駅に関する記述のところを全部チェックしていきますと、私は最低5つ見つけましたけど、もっとあると思います。今さら申し上げるまでもなく、JR穂積駅の整備事業は、瑞穂市の発展のみならず、周辺市町の便宜上も瑞穂市にとっては最重要課題だと思います。

これに関しまして、80ページだけではないんですけど、80ページの言葉で言えば、今読み上げたところの黒点、4つありますけど、上から2つ目は、地域住民、事業者等とともに計画などをやっていくとあって、3つ目にもありますね、地域住民等とともに整備していくと。4つ目にも、地域住民、事業者等による市街地、防災や土地の利用を考えていくと、こういう記述がありまして、これはJR穂積駅周辺整備事業として、2年間ぐらいですかね、3年目ぐらいですかね、ずうっと分厚いのが書類の整理に困るほど私たちには配られております。

基本は最初から住民とともにつくっていくんだと、これには事業者も入っていますが。これは、かなり市民にはいよいよ駅前を何とかしていくんだなということは伝わっていると思いますが、この事業をしようとしていることについて、市民の声は大変厳しく、どうせ何十年もかかるやろうとかという声もありますが、具体的には今のやり方というのは要するに下からですよ、地域住民や事業者とともにとというのは。このような大きなことをやるには、絶対に上からの計画が具体的になければ、まず土地を確保せよと、やるつもりがあるのかと、こういう声には答えられません。本当にもっともだと思うんです。

具体的に申し上げますと、駅北口の料理屋さんの土地購入について申し上げますが、あそこが閉鎖されたときに何で市は買わないのという声が、皆さんもお聞きだと思いますが、私の耳にも入ってきました、市にお聞きしましたら、この上からのですね、要するに。全体的な駅前整備計画がなければ土地は買えませんと、目的がなければ買えないのでと。つくればいいじゃないですかと言うと、線引きをどこまでするか、駅周辺。これが具体的にないと、じゃあうちも買ってくれ、うちも買ってくれといったときに対応できないと。だから、1カ所だけを買うことはできないという御説明を聞いております。

ところが、先般、議員の皆さんは御承知のように、入札で応札して、第2位になって購入できなかったというのを詳細に御説明を受けました。全体計画がなければ、国も認めているですね、土地は買えないという私は御説明を聞いているんですが、どうしてじゃあその後買おうとしたのか、これがよくわかりません。

まずここから、発言の趣旨は、上からの計画が必要じゃないかと。上からの計画がなければ土地は買えませんと言ったのに、どうして買おうとしたのか、まずここから御説明をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、下からの計画はいいんだけど、上からの計画がないとだめではないかという御質問でございました。

その1点目につきましては、瑞穂市の上位計画というのは、瑞穂市第2次総合計画と、それから瑞穂市都市計画マスタープラン、今まさしく議会で議論しているもの、この上位計画に基づいてやっているものでございます。そういったことで上位計画になっております。

また、2点目の御質問でございます。なぜ買おうとしたのかという御質問でございます。

私が全体的な、あるいは計画がないとなかなか土地が買えないと申し上げたのは、9月ごろだと思います。その後、11月下旬からまちづくり計画の素案ができ上がって、地域の方々に御意見を伺ったり、あるいは住民回覧をしながら意見を求めたところがそのときでございます。そういったことから、昨年度は構想というもやっとしたものから、ようやく少しはっきりしたものができてまいりました。そのまちづくり計画の素案の中に、今回の北口にある元料理店がございました。

今回、裁判所の競売物件であるということから、本来なら土地を買収するための土地収用法あるいは公用地の拡大の推進に関する法律に基づいてやるべきでございしますが、今回は裁判所の競売物件ということから、そのような手続も必要ないというふうになりました。

また、仮に落札できたんだけど計画図と離れた場合でも代替地としての活用ができる、そういったことから今回競売物件に参加したものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 説明はよくわかりました。

ただいまの御説明に基づけば、特殊事情であったから買いに出たと。そういう理由がなければ、県・国に認められた計画が今ない以上、ほかの土地は買えないんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） まず土地収用法も、それから公拡法につきましても、土地を取得することの大前提としては、やはりその公共施設の位置だとか区域、計画内容、そういったものに妥当性があるか、こういったものが必要になってくるかと思えます。それがあって初めて決まって買収することが可能になるかと考えておりますので、そういった計画図がまだまだ決まっていない状態では、なかなか買いに行くことは難しいかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 非常に明快な御説明で、ありがとうございます。

ということであれば、この計画図ですね、具体的な上からの。これはいつかかるか、市長か副市長にお尋ねしたい。

あと任期は、市長は1年でいらっしゃいますね。きょうは議会の側の総括質問ですが、市長におかれましても、もう総括の時期でございます。という観点から、今考えている上からの計画は市としていつごろになるか。企画監はあと、これ以上、1年も見えるのかどうか、ちょっと私には不明でよくわかりませんが、御回答はどなたからでも、お任せしますが。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 上からという計画ではなくて、むしろその駅周辺に住んでいる方々にとって使い勝手のいい計画であり、駅を利用する人の利便性がいい、そういった計画をしております。そういったものをつくり上げていくことが、上からの計画ではなくて、行政と、それから市民とが一緒となってつくり上がった計画をつくってまいりたいと考えております。

時期につきましては、今、まちづくり計画の素案について地域の方々等から御意見をいただきましたので、その意見に対して修正等、あるいはその検討をしているところでございます。そういったことから、来年度にまちづくり計画についても決定していきたいというふうに考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 御答弁を聞いておりますと、相変わらず下からの計画のみを今後続けていくと。公払法や土地収用法で買えるような上からの計画を立てたいと、必要であるという思いはないということよろしいですか。御答弁があれば、どうぞ。なければ、そのまま結構です。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） まちづくり計画をもとに、行政としても都市計画決定だとかそういったものを打ってまいるところでございますので、まずはそのまちづくり計画をつくるのが最重要かと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） では、計画としては、そのまちづくり計画はあと何年を切るわけですか。何かシミュレーションは、計画の期限というのを私たちはいただいている気がしますが、教えてください、改めて。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 先ほど申し上げましたとおり、今、まちづくり計画の素案を提示して、住民から御意見をいただきましたので、それを今現在検討し、来年度にまちづくり計画を決定したいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうすると、来年度中、平成30年度ですか、まちづくり計画が終了した段階では、上からの計画で土地は買えることになるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） まちづくり計画図をもとにそれぞれ都市施設ですとかを位置づける、そういった手続が必要となってまいりますので、その後に土地の地権者の方々の御協力が得られれば、買収は可能となるかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） まちづくり計画図をもとにした土地の買収が可能になる計画は、平成31年度から取りかかるという解釈でよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） はい。まちづくり計画図についても、どのような事業でやるべきなのかということも来年度に検討することを考えますと、早ければ31年度からの買収も可能になるかと考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第5号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第5号瑞穂市・神戸町水道組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第6号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第7号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第8号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第8号瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第9号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第9号瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第10号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第11号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第11号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

お尋ねをしたいというふうに思います。

今度、瑞穂市では、この2018年度の予算の中で子供の権利条約を制定したいと、こういうことで予算を計上され、提案がなされておりますけれども、この子供の権利条約に照らして、果たして今回の穂積保育所の廃止と民営化というものが合致するものかどうか、その点でのお考えをまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ただいまの小川議員の御質問に答えさせていただきます。

子供の権利条約につきましては、まず30年度につきましては、教育委員会のほうから市長部局のほうにも発信していくという形で会議を持って、それは庁舎内の会議でございますが、子供の権利条約について考えていこうということで、どういう手法でやったらいいか、またどういう市民を巻き込んで一緒になって考えていくことがこの瑞穂市の子供のためによくなるかということも思って順番に準備していくということで、長い時間がちょっとかかりますけれども、ほかの自治体ではありますが、考えております。そういう形でやっていこうと思っています。

それというのは、別段、穂積保育所が民営化になるということだけでということではございません。それに対してということではございません。全体をいろんなことで市の行政が考えることが子供の目線で考えているかということを持って考えていくことでございますので、それが片や考えているので穂積保育所を民営化することはおかしいのではないかという議論には私

はならないと思っております。

当然、そのベースがあって、ましてや公私連携という形で公が介入するという形で保育という業務を守っていく、校区でちゃんと公私連携型で認可保育所の大きなものをつくって、整備して、小学校につないでいくというつなぎというものを大切にしたいというのは市の根本的な考え方でございますので、子供の権利条約があるからといって、そこに抵触するとかということではございませんので、何とぞ御理解いただきまして、お願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 子供の権利条約の大きな柱の一つといたしますのは、子供の発達を可能な限り最大限に保障する権利を定めております。したがって、今回の穂積保育所の、公立保育所の廃止がこの権利条約に照らしてどうなのかと。子供の発達というものを最大限保障するものかどうか。これは、今の答弁でいいますと、それとは余り関係がないと、こういう話ですけども、私はそうではないというふうに思いますね。

子供の発達を保障するということからいいますと、まず1つは、保育料が払えないお子さんたちが例えば生まれたときには新たな保育所で契約が解除される、こういうことになると、子供の権利が果たして保障されるのかと、こういう問題が生じてくるのは明らかだというふうに思います。

それから、発達障害の子たちが通うと、こういう点でも、当面はこのやりくりができたとしても、それを新しい保育所で保障できるかどうか、こういう点ではまだ条件整備が不十分だということは認められると思いますね。

ですから、市としては、今後、こういうことが保障できるように補助金を考えていきたい、そういう考えだというふうに言われました。私、その点では評価できるものでありますけれども、しかしながら現時点においては、こういう子たちが入れない、こういう事態も生まれかねない、こういうことになるというふうに思います。その場合には、やはり子供の権利条約、子供の発達を最大限保障する、こういうものにならないというふうに私は思うんですね。

ですから、改めて子供の権利条約に照らして何も問題が起きない、それとも、またあるいは関係は余りないというふうに考えておられるのかどうか、お答えをしていただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問ですが、生きる権利だとか、守られる権利だとか、育つ権利とか、参加する権利というのが子供の権利条約の中にはあるんですけれども、それらの趣旨を踏まえて私どもは環境の整備だとか対応をしていきますので、別段、言われるんですけれども、穂積保育所の民営化によってその点がなってくるということとは私はやっぱり思ってお

りませんので、十分行政のほうが公私連携型でやっていくわけですので、その事業主のほうにも介入していくわけですから、その点は連携をとりながらやっていきますので、初めてやることではございますが、しっかりと目を光らせて進めていくという所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 子供の権利条約を条例化すると、こういう予算が出されまして、それを進められるということですが、それは大いに評価したいというふうに思いますけれども、今回の穂積保育所の公立保育所を廃止すると、これは私、関係ないところの話じゃなくて、子供の発達、これを保障するものになるかどうかと、こういう点からいいますと、問題が大きいというふうに指摘をさせていただいて、質疑を終わらせてもらいます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第12 議案第12号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第12号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第13号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第13号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

第13号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを質問したいと思っております。

この中で面積が50%という条項があるんですけども、その趣旨はどのような趣旨なのか、ちょっと御説明を願えればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

この条例の改正のもとになっておりますのは、昨年改正されました都市緑地法等の一部を改正する法律に基づいております。

昨今の都市公園についての質的課題というところですね、公園ストックの老朽化が進んでいるとか、魅力が低下している、それから公園の空間の有効利用が要請されているというような、こういった背景から、都市部においてはなかなか運動施設というものを新たな用地を取得してつくることが大変困難になっておるといような中から、都市公園内に運動施設、いわゆる特別に野球場とかサッカー場とかというような運動施設がそういうところにも許容するといようなところで、瑞穂市では100分の50にしておりますけど、都市部では100分の60とかそういった許容をするといようなところもございます。

こういった背景から、今回、100分の50という運動公園施設を許容するといような条例改正というふうになっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ちょっと質問が飛躍するかもわからんですけども、東京都なんかは公園の敷地を潰すというかして幼稚園、保育園をつくるというようなことがたしか話題、議題になっておったと思うんですけども、瑞穂市で馬場の馬場公園なんかは、広い面積で、全部有効に利用しておるわけじゃなくして、南側に広場があって、それから民俗資料館かな。そのような場所をこの条例に当てはめた場合に、保育園としての使用は可能であるのか、可能でないのかをちょっと御答弁願えればと。検討できるのか、できないのか。可能であるか、その辺のアバウトなことで結構ですけど、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、堀議員が御指摘のとおり、この都市緑地法等の一部を改正する法律の大きな改正点といいますと、都市公園内で保育所等の設置を可能にしたといところが大きな改正点でございます。

瑞穂市の中では最も大きい近隣公園ということで、馬場公園の中に保育所もというのは、この法律の改正によりまして可能ということは考えておりますが、教育委員会の求める保育所の大きさがその公園の中に許容できるかどうかについては、ちょっとまだ私がどの程度かというの聞いておりませんので、法律上は可能ということは御理解いただきたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 保育園の面積に関しては2,000平米ぐらいが可能だとか、いろいろその方法によって可能になることもあり得ると思うもんですから、生津が具体的に云々してきた場合に一応検討の余地はあるんじゃないかと思うもんですから、教育委員会としてはどのように考へているか、答弁願ひます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の公園のところの有効活用としての一案としての保育所の利用ですけれども、市の中でも公園の数というのが、何か面積的なものがまだ少ないということも認識しておりますし、できるだけ、この改正というのは根本が、法律の改正というのは都市部で足りないところで有効活用するというようなところございまして、瑞穂市の場合はまだ何とか努力すれば新しい土地もというところがあるということがあります。

そういう点で、まずそのまま安易に利用していいのかということをお教育委員会として思っているところなんです。自分のところが困っているから、教育委員会が今困っているから安易にということではなく、法律の趣旨とか考へ方とかに基づいて考へていってどうなのかということをお思っております。それから、やっぱりいろいろ詰めてきまして本当にオーケーということになれば、それは考へるといふこともありますけれども、今のところは土地を探して頑張っていくというのがいいのではないかなというふうにお考へておりますので。

当然、この改正があったときも早くから都市整備部のほうと調整はしてございまして、勉強はしてございしますので、今後もまた随時研究していきたくお思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 明確に答えてほしい。だから、可能性があるのか、ないのか。瑞穂市、生津においてそんなような土地云々と言ったって、現実的に見れば、生津小学校の近隣に存在は僕はしていないと思う。だったら、やはり検討の余地があるならあるというようなことで答弁願ひればいいのに、何かぐるぐると回って、またもとのゼロに戻るような答弁だけはやめてほしい。

以上です。答弁は要りません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第14号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第14号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第15号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第16号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第16号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

1点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

この補正予算書の中で、下水道事業特別会計繰出金（瑞穂処理区）840万ですね、これを減

額すると、こういう補正予算案になっておりますけれども、私、いろいろといいますか、少し見てみますと、これが毎年全額が減額になっておるのではないかなというふうに思います。

何が私はお聞きしたいかといいますと、この予算そのものが、この840万の予算、瑞穂処理区で事業を行うためのものですけれども、そもそも使う見込みがないのに予算が計上されて、そしてこれが補正予算で減額されてくると、こういうようなやり方が、ことしだけではなくて、最近行われているのではないかなというふうに思いますけれども、そもそも使う見込みがないものは予算に計上するのは適当ではない、こういうふうに思うわけですが、それは一般的な財政原則からいってもこのことが言えると思いますけれども、どうしてこの瑞穂処理区の下水道事業費の場合は例外になってしまうのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今の小川議員の質問に対してお答えいたします。

瑞穂市としまして、瑞穂処理区の下水道事業に関しましては、必ず進めていかなきゃいけない事業と私どもは捉えております。それに基づきまして、毎年いろんな交渉等も重ねておるわけなんですけれども、市としましての下水道事業を進めていくという意思を表に出すというか、はっきりしていくがためにも、進めばすぐにでも進めたいというところで毎年上げさせていただいているところを御了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 答弁いただきましたけれども、もう少し、やっぱり私は理解に苦しむところなんですけれども、一般的に予算に計上するときには見込み額というのがありますよね。ことし事業が行われる予算を計上するわけでしょう。それが当たり前の、当然のことだと思います。

不用額といいますけど、もともと使う見込みがないのに予算を計上すれば、これは全額不用額になってしまうわけじゃないですか。今回もそれに当てはまると思うんですよね。それで果たして、この市民の皆さんから見て、むしろそんな使う見込みがない予算を計上していかげなものかと、こういう疑問なりが生まれる、持っておられることは当然であるというふうに私は思うんですよね。

今の説明でいいますと、市としての意思を示すということですが、しかしそれ以上に、予算を執行できる見込みがないことがわかっておりながら、これを計上してくるということは、これはやっぱり考え直していかなきゃならんことじゃないかなと思うんです。

そういう点で、もう少し答弁をお願いできればということをお思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 見込みがないと最初から決め込んでしまつて事業を私どもは進めたいと思つているわけじゃないので、見込みがあるという前提のもとに僕らも業務を行っているつもりでありますので、その辺を御理解いただきたいと思つます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、ことしだけこの減額になるということならわかりますけど、これはそうではないというふうに思ふんです。ですから、ちょっとやっぱりこれは、私、改めていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ふます。

こういった予算を計上されるのであれば、もっとやっぱり本当に必要な予算に回すべきだと、こういうことを思ひまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第16号、平成29年度一般会計補正予算について、1点について質疑をしたいと思います。

補正予算書の44ページに記載があります地籍調査業務委託料、これが2,700万円計上されておりますが、この2,700万円の地域ですね、どこをやられるのか、この1点をまずお聞きしたいと思ひます。

以下については議席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の補正で上がっております古橋、私どもは南4地区と作業場の地区名をつけておりますが、ちょうど旧の雇用促進があつたあたりから南へ樽見鉄道までですね、古橋地区について0.32平方キロの区域の地籍調査となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回は、今の御答弁にありましたように、雇用促進の周辺だということですが、これ、合併以降、巢南庁舎の南の辺、あれは田之上というんですか、よくわかりませんが、大月ですか、それから役場のこの周辺のタリ地区、これを多分やってきたと思ふんですけれども、この地籍調査の計画ですね、市内全体、これはどのように今後考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 地籍調査については、10カ年の計画を持って、今32年までを計

画した中で順次行っております。

先ほど申されたように、巢南庁舎の南のほうですね、古橋とか呂久、それからこの地区というようなところで地籍調査を、おおむね1地区を大体4年かけて順番に事業を進めながらやっております。

この10年の計画が終わりますと、次は穂積地区のほうですね。一部集落内でも人の土地の中に水路があつたりとかというような地図混乱地域もございますので、そういったあたりを次の10カ年の中に入れて進めたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 4年間で1つの事業が完成するということですね、進めた場合ね。

そうしますと、以前といいますか、この穂積地区のタリ地区で地籍調査をされたと思います。これは、住民の皆さんの説明、回答を受けて、境界等を確認されてやってきたというふうに思われますけれども、これ、登記所のほうへの更正の関係はもう済んでいるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど申し忘れましたが、タリ地区もその10カ年の中で地籍調査をしております。当然のことながら、おおむねその4年でもって、法務局への測量図、地籍についての報告をしております。

ただ、一部、やっぱり境界が不確定なところもございますので、作業としては終わっておりますけど、法務局へ全てが登記されているというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 法務局へ提出されて、それが最終的に境界等の確認等ができるわけですが、一部残っているということですが、これは何筆ぐらい残って、わかればお願いしたいんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 済みません、現在資料がございません。ちょっと何筆かということについてはお答えしかねます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これについては、産業建設委員会におりますので、そこでひとつお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第17号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第17号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

議案第17号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について質問をさせていただきます。

まず、補正予算書68ページ。

傍聴の方はわからないと思います。ちょっと概略を言いますね。

ここに、諸収入のところで、一般被保険者延滞金ということで、補正前の額は400万1,000円で、補正が308万5,000円、延滞金の徴収ということでプラスになっております。トータルで延滞金の徴収が708万6,000円になっておるわけですけれども、まず最初の質問で、この延滞金308万5,000円は約何世帯ぐらいの方からの徴収となっておりますでしょうか。

あとは自席で質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの鳥居議員の御質問でございますが、延滞金の補正に関する額のもととなっておる延滞金を納めている世帯ということでございますけれども、申しわけございませんが、件数までは把握しておりません。会計システム等から実績を見、それから今の状況等を考慮して、全体としてこういう金額を上げさせていただいているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 先ほどの小川議員の質問の中で、国保税の滞納のことで意見がありました。私も同じような観点で、この国保税の滞納のことですね。

生活保護の受給者で、違法だということで指摘を受けているというのは、大体2%だということを知っているんですね。つまり、生活に困っている人が悪さして余分に国から生活保護を

もらおうというのは、ほんのわずかなんですね。

この国保税を納められない方も、多くは生活に困っていて、やむなく納められないという人がやっぱりほとんどだと思うんですね。中には、やっぱり横着して納めないという人もいますでしょう。

それで、この国保税を納められておられない方に対して、市民部のほうで、窓口で、例えばそういう滞納者とか、納められなくて滞納者の方がいたとしても、そういう方にも憲法で保障する生存権とか財産権という視点で、納められない人にも、そういう納めなくてもいいという権利があるということとか、納税に困ったら納税の猶予の申請をすればできるんですよとか、延滞金の全額免除も可能であるとか、差し押さえに関する滞納者の保護規定がありますよとか、滞納処分の執行禁止ということも国税徴収法の中ではうたっているよとか、本当に生活で困っているんだと、納めたいけれども納められないという方が多い中で、窓口では今申し上げたようなことがあるよということは、担当者の方はその窓口で説明されておられるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問というか御発言ですと、納められないから納めていないという方のほうが非常に多いというふうで御発言だと思いますが、私どもが、もちろん直接担当は私の立場ではしておりませんが、窓口で納税相談にすら来ていただけないという状況もあります。もちろんその中には本当にお困りの方もあることとは思いますけれども、まず税金を納めたくない、納めない方法を一生懸命考えてみえる方が多いように感じます。

もちろん状況によりますので、できるだけ自主納付をしていただくという方向で窓口ではお話をします。その中で、伺っているお話の状況によっては、やはり生活保護を受けられたほうがいいんじゃないかとか、それから就労支援を受けられたほうがいいんじゃないかというようなところがございます。そういったケースの場合は、そういう御相談に乗って御紹介をすとか、そういったことをしているつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の実情がどうかというのは、私もわかりません。生活保護については、実は国会答弁でそういう答弁を厚生労働大臣がしているので、間違いないと思うんですけども、この国保税については、今、部長がおっしゃったようなことかもわかりません。

それで、私はぜひ、ことしで退職される伊藤部長に大変長らく御苦労さまでしたと申し上げると同時に、ぜひ市民部の皆さんに、横着な人はもうきちっとやっていただかないといけないんですけども、やっぱりその相談の窓口で、例えば実際に家を見たりされると思うんですけども、そういうところから本当にこの御家庭は無理、大変だと思われる方には、やっぱりこういう保護する、最低限の生活を守るという法律もあるんだよということぜひ紹介してい

ただくということの後輩のスタッフに言い残して退職していただけたらと思います。要望でございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ありがたい御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

以前から、ほかの議員さんからも一般質問等でお問い合わせをいただいております。その中で、私もスタッフと一緒に勉強しながら進めているつもりでございます。その中には、やはり今御指摘のような、どうしても支払い能力が、本人の意思にかかわらず、どうしても得られないような場合もございますので、そういった場合には、先ほど申しましたように、窓口にまず御相談に来ていただきたいということ。それすらつかめないような場合、もちろん預金ですとか、債権の取り立てという言い方はおかしいですけども、差し押さえ等がございますので、調査をさせていただく中でそういったことがはっきりした場合には、もちろんそういう御相談ができるんですよということは勧めながら、しかしながら、やはりこちらの感覚としては、払いたくない、払わないということがやはり多いように見受けますので、そういった方には、税の公平性というところもございまして、真摯な対応をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

追い打ちをかけるようで申しわけありませんけれども、先ほど相談に来ていただければと、こういうことを強調されますけれども、滞納されておられる方で払いたくても払えない、こういう人というのは相談にも行けないんですよね。つまり、相談に行けば払えと言われる。払うお金がないので払えんのに、行ったら払えと言われるじゃないかと。私は、この相談に来なければだめだと、こういうような上から目線でやっておられることについては、本当に市民に寄り添う、市民の生活を支えていくと、こういうふうなことでいいますと、少しそういうやり方はだめではないかなというふうに思いますけれども、そのことをちょっと申し上げまして、お尋ねをしたいことを質問させていただきます。

今回の補正で、基金をまたといいますか積み立てておられる補正予算になっております。補正額が8,323万1,000円ですね。改めて当初予算はどうだったのかというふうに思いますと、722万4,000円。ですから、この間、補正に補正を重ねて、結局のところ当初予算から膨れ上がって1億9,785万1,000円と、こういう基金を積み立てることになるわけですね、この補正予算というのはね。

これは国保の加入世帯1人当たりで一体どれぐらいになるのかというと、いろいろ計算があ

と思いますけれども、例えば加入者が1万600世帯と、こういうふうで計算しますと、1人当たり7,224円になります。

何が言いたいかといいますと、このお金というのは国保の加入者の皆さんからいただいた税金です。これがこれだけ積み立てることができるということはどういうことかといいますと、保険税が高過ぎて取り過ぎましたよ、こういう意味合いを持つわけですよ。

ですから、私、今回のそういうことからいいますと、この補正額が8,323万1,000円、合計で何と2億円に迫るようなこの基金の積み立てというのは、ちょっと異常ではないかなというふうに思います。

なぜこのような基金を積み立てられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問でございますが、今年度の補正予算の中で基金の積み立てをまたふやしていると。

こういった基金、累積をしますと5億、6億というようなことになろうかと思えます。もちろんこの中には皆さんから納めていただいた国保税も原資の一つとして含まれております。

今回、基金に積ませていただきたいということで補正を上げさせていただいておりますが、今年度の単年度収支につきましても、赤字にはならないような見込みがおおむね出てきております。以前からもお話をしておりますように、国民健康保険の制度が来年度、30年度から変わってきます。そういった状況において、来年度からの皆さん御心配をされております保険税の値上がりにつながらないかというようなところもございまして、今年度まではこのように基金に積ませていただいて、それを原資として30年度以降の緩和措置に役立てていきたいということで、今回もということになりますけれども、基金を積むということで補正を上げさせていただいております。御理解をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 基金の問題で引き続きもう一つお尋ねしたいと思いますけれども、今回、補正額が8,300万ですけれども、これを積み上げますと、昨年度の決算は基金が5億3,000万でしたかね、これが今年度は基金がどのような額になるのかまだ確定しておりませんが、決算じゃないので確定しませんけれども、どのような予測でしょうか。基金の額が最終的にはどれぐらいになるのかと、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今はもう既に3月でございますので、そろそろ基金に幾らを積むかというのは結論を出す時期に来ておると考えております。

予算の枠としては約2億円の基金積み立ての枠をとらせていただいておりますけれども、こ

のうち1億円程度の積み立てが可能ではないかなというふうに今のところ見ております。そうしますと、現在5億3,000万円程度のところが6億強になってくるという、結果的にはそういうふうでございます。

新年度、我々も今、先ほど申しましたように、制度も変わりますので、年度当初の資金繰りの関係も若干変わってくるようなことが発生しないかということも心配しておりますので、繰り越しをしながら一部を基金に積み立てというようなことを今年度までは十分検討していかねばならないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今答弁をしていただきましたけれども、約1億円になるのではないかと。そうしますと、約6億3,000万円の基金の積み立てになるんですね。それを何に使うかということで、答弁もしていただきました。

来年度の国保の都道府県化に向けて、保険税の値上げを抑えたい、そのために使いたいという答弁でよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今の予定では、そういうことで計画をさせていただいております。

30年度の予算のことになってしまいますのであれですが、30年度の県単位化が、もちろん30年度の県単位化ですので、新年度早々から始まるわけですが、正式に県のほうから通知をいただきながら予算取りをしておりますが、これが最終確定ではないというふうにも聞いておりますので、その状況によってまた判断していかねばならない。残念ながら来年度はそういう立場におられませんので、申し送りをして、十分協議をさせていただきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

この基金を集めてどうするんやということを繰り返し質問させていただきましたけれども、今回は都道府県化の値上げを抑えると、こういうことに活用したいということでありますので、それは理解をするところでございます。ただし、この新たな税率改正に伴って増税になる世帯がありますね。これは、今言われたように、この基金を使って手当をすると、ぜひそのことを要望しまして、質疑のほうは終わらせていただきます。また一般質問のほうで国民健康保険の問題は質問させていただきますので、どうかよろしく願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第17号の平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算について（第4号）でございます。

先ほど小川議員からもいろいろお話をされておりますので、重複するところもあるかと思えますけれども、質疑をしたいというふうに思います。

今回、平成29年度の国民健康保険の補正予算が、これは歳入歳出それぞれ2億1,859万1,000円を減額し、総額57億5,778万9,000円とするものでございますけれども、この平成29年度の運営状況について、歳入歳出決算の最終的な見込み、これはどのように推測されているかということで、再確認ですけど、よろしくをお願いします。

以降につきましては、議席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問でございますが、最終の決算見込みはということでございますので、基本的に今回の補正の内容につきましては、実績見込み、あるいは県や国の補助金・交付金の確定通知等に基づいて積算をさせていただいております。

歳入歳出同額には当然しておりますけれども、その状況の中で基金の積み立て等ができる状況だというふうで判断をさせていただいております。ということでございますので、実質的な単年度の収支につきましては、ある程度黒字が見込めるということで判断をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、単年度は黒字であるという予測でございます。

次に基金の話ですけど、小川議員も質問されておりましたけれども、今回補正予算で8,300万を増額して、最終的に29年度末では1億9,785万1,000円を積み立てるというふうになっております。これは、補正予算書のほうですが、最終的にこのぐらいのお金は積めるよということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 先ほどの小川議員の御質問にもお答えをさせていただいたとおり、予算上の枠としては2億円近い予算取りをさせていただいております。これにつきましては、先ほども申しましたように、今年度の末、今3月ですので末ですけれども、来年度当初の資金繰り等も考慮して、今のところ1億円程度の積み増しでいけるのではないかという判断をしております。

できるだけ早い時期に、基金の積み増しの場合、基本的には3月末日までにとということで考えておりますので、それまでには十分な検討・協議をして額を定めたいと考えておりますけれ

ども、今のところの見込みとしては1億円程度の積み増しというようなことで考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成28年度の決算を見たときに、歳入歳出を差し引きますと4億7,000万ぐらいこれを繰り越ししておるわけやね。ということは、この国民健康保険というのは安定しておるといことですよ。安定した運営をされているといことですよ。そういったお金をむやみに基金に積み立てていくといことは、これはおかしいと思うんですね。小川さんも言ったように、例えば保険料を見直すとか、そういうことをやらなあかんのですよね。

これは私が議会でも言っていますが、以前にも質問しておるんですけども、安定しておるときにこの税率を見直さなあかんのですね。これをやっていないですよ。やっていないから、どんどん繰越金が出てくると。だから、そのお金を持っているところがないから基金に持っていくとい、こういう考え方ではないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの松野議員の御指摘のように、決算状況、ここ数年を見ても、確かに安定をしておりますし、単年度収支を見ましても黒字、私が市民部長にさせていただいてから見ておりますと黒字ということになっております。

ところが、それ以前を見ても、前任の方などは赤字が出たりして苦勞してみえるなどいところで、赤字になるような経営状態といのは、やはり公営でこういった保険事業をやっておる中、ほかの公営事業でも同じなんですけれども、赤字といのはやっぱり好ましくないといところで、税率を見直したりしながら黒字に持ってこられた後を引き継いで、比較的安定した経営状態の中でやらせていただいておりますが、そういった中でも基本的には今までの状況を考えますと2年に1度の見直しといことで、見直しをしなかった場合もございませけれども、2年に1度税率を改正して、状況を見ながら判断をしていくといことを繰り返しております。

今年度といか、来年度の見直しですので28年度の見直しの状況のときには、30年度に国民健康保険が県単位化になるといところで、もちろん市で素案はつくらせていただきますが、国民健康保険の運営協議会のほうにお諮りをして、そういった判断で進みたいといところで御承認をいただきながら、議案の、要は税率改正等がございましたら、国保税条例の改正という形で議会にも上げさせていただきといことをしております。今年度も12月の議会に国保税条例の改正を提案させていただき、可決をいただいておりますが、その試算の段階では、来年度は実質収支としては赤字見込みになるところを、基金を繰り入れることで補うといような計画をさせていただいております。

これが、実際にその決算の状況になりますと、その制度の見直しの時期ですので、それがど

のように反映されてくるかというのは、最終的な状況までは、実は県や国から示されている資料などもまだ暫定段階ですよということもございますので、確定的なことは申し上げることができなくて申しわけないんですけれども、そういった状況にも運営協議会のほうで協議をしていただきながらどういった方向で対応するかということも、こちらから素案を示しながら進めていくというのが国民健康保険の運営状況でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、次に補正予算書の65ページだったかな、要は国庫支出金の関係ですね、これは今回6,168万3,000円、これが増額をされております。昨年9月の議会するときにも補正予算で国庫支出金が1億181万5,000円、このときには減額をしておるやね。9月のときには減額して、今回の3月には六千六百六十何万を増額しておるといことですね。

そこら辺の中身をちょっと見ますと、要は給付費、一般給付費を見てみますと、ここの増減は何もあらへんのやね。給付費がふえるとか減るとかという場合には国からの交付金の変化もあるんですけれども、とにかく給付金の数字が載っていないんですね、ゼロですね。これがちょっといかにも不思議でたまらんわけです。

国からの交付金の負担割合というのは、これは法で書いてあるように32%、国の割合ですね。交付金というのは、一般保険者に係る医療給付費マイナス保険基盤安定繰入金の2分の1プラス前期高齢者納付金掛ける、最終的に掛ける国の割合が32%、これが交付金として入ってくるわけです。

医療費が何も変動していないのに、なぜこういった数字が上がってくるのか、ちょっと疑問になるわけなんですけれども、説明を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今回の補正で上げさせていただいておりますのは、9月においてもその時点で給付費の状況等を把握して補正を上げさせていただいており、その状況の範囲の中で運営ができてきたというところですが、その時点で国のほうに対しても変更の交付申請等を出しますが、その段階のずれといいますかそういったことで、今回、歳出のほうは財源補正であり、歳入のほうは国からの交付決定通知に基づいて、根拠がはっきりしましたので、3月の補正でその額を上げさせていただいているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 細かい件については、多分小川議員の一般質問の中には国保の関係がありましたから追及しませんけれども、要はこの決算状況、例えば28年度、29年度の決算状

況から見て、私はこの税率というのはやはり下げるべきだというふうに、保険税ですよ、思います。

それからもう一点、限度額、これは聞くとところによりますと平成30年度においても五、六万円は多分アップされるだろうと。限度額が引き上げというふうになると思います。

限度額、そもそもの意味はまずどういう意味でしょうか、引き上げる理由の意味。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 限度額の引き上げの意味ということでございますが、国政で定められているものに従って瑞穂市の場合は税としていただいておりますので、国のほうで地方税法の改正あるいはその施行規則の改正等を踏まえて限度額も定めるということでございます。

国のほう、厚労省のほうで検討をされた結果として引き上げをされるということでございますので、それについて、その細かい内容をコメントしろということをおっしゃられてもひたすら困ります。答弁は控えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国の方針で、それに追従をしていくというような格好ですけれども、国が言っているからすぐうちのほうも条例を改正してやるんじゃないで、僕は瑞穂市として努力義務をやらなあかんのやわね。努力しなあかんの。そして、どうしてもできなかった場合に、国の言っているような格好で、1年後でも2年後でも限度額を引き上げると、こういうようなスタイルに持っていかなだめですね。言われたらすぐ上げるということだ。

要は、今の部長の説明を聞いておると、限度額を上げるということは税収を確保するというような感じですね、要は。これは、本来の僕は目的ではないと思うんですよ。瑞穂市は税収を上げないかんもんで即やるんやと、限度額の引き上げを。これは、保険料を納めていただく皆さんの賦課、これをなだらかに上げていくのは、これは理想やないの。そういったことをやっていないということ。これは今までもいろいろ一般質問でやっていますけど、ちっとも考えが変わっていないですね、執行部として。これは非常に残念だというふうに思います。

そして、基金に要は繰越金を充てていくという方法も、これはまずいと思いますね。これ、県単位化になるで、その運営を安定するための基金だと言っていますけど、これは口実ですよ、口実。基金が足らなんだら、国からある程度の助成金というのが多分出てくるような表がありましたから、財政の苦しいところには補填してくるはずですよ。僕は、基金に積むんじゃないで、税率の見直しをしっかりとやらなだめだというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第18号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第18号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第19号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第19号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑をしたいと思います。

今回は、歳入歳出それぞれ395万6,000円を追加し、最終的に3億1,915万6,000円とする補正予算書でございます。これで質問いたしますけれども、これ、前回の9月、昨年9月の補正で繰越金911万7,000円を補正して、今回、3月の補正前では3億608万1,000円と、こういうふうになりますね。今回、ここへ395万6,000円、これが要は過年度未収金等の関係で入ってくるわけですが、この給食事業の運営として、29年度の見込み、私は、この給食1食当たりの単価、これはほとんど毎年変わっていません。二百十幾らから220円もらっていませんけど、そのぐらいです。要は、受益者のお子さんからいただいたお金で賄いをし、収支をプラス・マイナス・ゼロにしていくというのが本来の目的ですね。けれども、9月にも九百何万の補正をして入れていますし、今回も395万6,000円、総額3億1,915万6,000円というとてつもない大きなお金と申しますか予算になっていますけれども、これの29年度の見込みとして最終的にどのような格好になるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の質問がありました松野藤四郎議員にお答えさせていただきます。

給食会計のほうですが、1年間を決め、日数とかを計算しております。補正というのはやっぱり9月とかこの3月とかに来るんですけれども、発注のほうは1カ月前ということで、早く発注しなければなりません。その関係で、1年間をならして見て、統計をとって進めております。今回のまた2月の児童手当の関係で、過年度分なんかを、滞納分を入れてもらって、とっております。そういう点も加味して、全て1年間でならしてということで計画しています。

今のところ29年度が150万から160万を残すというぐらいで、これは実際に1日の1食ぐらいなんですけれども、全体の。そのぐらいで今1年間の分のシートをつくってみて、進めているということです。その間、野菜の値が変わったりとかがあるんですけれども、そういうところも今までの統計とかを見ながら毎年度計算をしているということでやっております。

調整のところは難しいんですけれども、食材なんかを変えたりしながら調整して、うまいことおさめるということで、毎月毎月今は現場のほうから状況を聞かせていただいて、そういう形でやっておりますので、ひとまずことしの状況といいますと、何とか1食分の、1日分の150万から160万ぐらいの繰り越しでおさめられないかということで今進めているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 29年度、最終的には繰り越しとして150万から160万円だということでございます。

例えば28年度の中身を見てみますと、これは繰越金が九百何万あるわけなんですけれども、そのときに途中で給食、果物とか何かいろんなちょっと高額なものに、時たま出しておったんですね。要は、お金は入ってくるけど出ていくのが少ないから、繰り越しは余りしてはあかんということで、こうやりました。やった経験があるんですね、28年度。

29年度は、1食当たりの単価というのは最終的に幾らになるんですか。28年度は219.7円、27年度は224.9円、こういうことですよ。ということは、今まで以上に予算規模は多くなっておるんですよ。残高が少なくなる、繰越金が150万と言っておる。ということは、単価は幾らになっておるんですか、29年度は。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ちょっと手元に今ないので、ごめんなさい、また調べまして、また報告させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 給食の関係の賄いというのは、食料については大変厳しいということとわかるわけですが、やはり保護者からいただいた給食費は最終的にプラス・マイナス、年度が終わったらプラス・マイナス、努力していただいてね。それが理想だと思いますので、今後はそういった運営をしてほしいと、しっかりやってほしいというふうに思っています。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第20号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第20号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第21号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第21号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第22号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第22号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。1時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第23 議案第23号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第23、議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回、歳出のほうは総務委員会さんがけんけんがくがくと審査をしていただけるだろうということで期待もしておりますし、あえて私は、歳入のほうをちょっと執行部のほうにお尋ねをしたいというふうに考えております。

では、自席のほうから質問をさせていただきますから、よろしく願いいたします。

〔「1問目はそこで」の声あり〕

○6番（杉原克巳君） では、最初に歳入のほうでございますけど、市民税の内容につきまして、今回の30年度予算が設定されました、その根拠をちょっとお尋ねしたいなあとというふうに思っております。

実は今回の予算書では、29年度の実績見込みが市民税の中で個人と法人の2種類ございまして、その内訳が実はございません。30年度予算といたしまして、一応32億6,030万円が予算組みをされております。それで、29年度の市民税、要するに個人と法人を合わせたトータルでは32億8,194万8,000円、実績見込みということで資料が出ております。その差し引きとして2,164万8,000円が減となっておりますというようなことでございます。考えられるのは、私といたしまして、まず税制改正によるものが一つだろうと。そうしまして、あとは個人であれば人口の変動の部分だろうと。あとは、法人市民税ということになりますと、会社がこの瑞穂市から

出ていかれたということが一般論として察するわけでございますが、そこら辺の余り細かいことは私は言いません。先ほど言いましたように、市民税の中でも個人と法人、これを合わせて市民税ということで計上がされているわけでございますが、今回、32億6,030万円が設定された内訳として、個人のほうで28億6,000万、それから法人のほうで4億30万ということは、29年度の実績見込みというものがなければ、なかなかこの予測もしがたいと。要するに、その算出の根拠というものは、どういうことで30年度の32億6,030万が設定されたかということの答えをお願いいたします。

では、自席のほうで質問をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの杉原議員の御質問でございますが、13ページに先ほど読み上げられました市民税の個人、法人が書いてございます。双方とも29年度予算に比較しますと増収を見込んでおります。

まず、個人市民税のほうでございますが、基本的には人口の増、あるいは全体的な所得増というところで見込ませていただいて、29年度の実績にそういったところを加味しまして増収の見込みを立てさせていただいております。

それから、法人のほうでございますけれども、こちらのほうも景気が割と持ち直しているというところを28年度、29年度の実績等から勘案し、さらに言いますと、28年度から法人税割の税率が9.7%ということで改正がされていないというところから、こちらの法人税のほうも約13%の増収を見込んだという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、市民部長から29年度の予算をもとにして設定されたというようなことなんですけど、一般的に予算設定をする場合は、やはり実績ベースをもとにして、そこでのいろんな要因、税金関係ですと、今、国でも通常国会、この2月後半から始まりまして、またこの予算のほうでもいろいろな審議が行われると思っておるわけなんですけど、やはり前年実績をベースにして、それをもとにしてどうなるかということ予測するのが通常だと私は思っておるわけでございます。ということは、民間企業は、前年度の予算があったから、これをベースにするということになりますと、なかなか制度的に言いましても、やはり確率論からいきますとなかなか難しいものがありますから、やはり前年度ベースをもとにして、あとは政策的にゼロベース予算でいくとか、瑞穂市の予算枠設定ですと、頭から5%カットして予算を組んできなさいという割り当ての予算にするとか、それはおのおのいろんな方式があるんですけど、やはり全体をつかむ場合は、大所高所から客観的に、データの精度を上げるということになりますと、私は生地から実績ベースをもとにして組むのがベターであるんじゃないかなあという

ふうにご考慮しておるわけでございまして、今、29年度もトータル的には32億8,100万という数字が出ておるので、その内容が個人税と法人税でどれくらいあるかということをお示し願いたいということをお話させていただきましたから、そこら辺がおわかりになりましたら、ちょっとここで御教示いただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

税の積算に関しましては、今、杉原議員も御指摘のように、やっぱり決算ベースというところもございまして、私のほうでは、手元に25年度から28年度までの決算の状況、あるいは29年度の当初予算、それと29年度の決算見込みというようなことで状況判断をさせていただいているというところですが、28年度の決算としては既に出ておりますし、それに29年度の状況を考慮し、28年度決算ベースから、例えば30年度ですと2%弱の増収見込みが、個人税の場合ということですが……。

失礼しました。まず、個人税のほうですが、こちらのほうは勤労世帯の転入等が多く見られるということで人口増というようなところから判断をさせていただいておりますし、それから法人市民税に関しては、この28年度決算のベースから約2%弱の増収が見込めるというようなところなどをいろいろ考慮しまして、担当のほうで積算をさせているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ありがとうございます。

今、28年度の実績ベースということをお話しされましたんですけど、29年度の実績見込み、これはまだ3月分が本決算で締まっておりませんから、その精度を100%、私は望んでおるわけじゃないんですけど、やはり予算の編成時にはそのデータをベースにして、私は30年度の予算というものを組まれたと思うんですよ。ですから、そこら辺の数字、私は先ほど言いましたように、その100%正確な数字というのはなかなか、神のみぞ知るということで、そんなことは実際問題不可能ですから、それはそれで結構でございますけど、私はそこら辺の法人関係と、それから個人関係でどのくらい29年度はあったかなあということは、議員としてもこれはデータとして、やっぱり頭の中にインプットしておかなくてはいけない事項だということをお話して、あえて質問をさせていただいているようなわけでございますが、そこら辺を考慮していただきまして、市民部長、ひとつお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 法人、個人というところで、市民税に関しましては、今申し上げたように、まず個人の所得等を推計するというところと、それから人口割でどれくらいふえるかというようなところで申し上げますと、まず個人の特別徴収で500人の増、それから個人の普

通徴収で100人の減、基本的には普通徴収ではなく、特別徴収のほうに移行している数が多いというところがあります。それから、年金による特別徴収が200人増というようなところで、人口の納税者の増を見込んでいるということと、それから全体的な所得の増収見込みのところを2%程度見ておきまして、28年度決算ベースでいきますと27億7,500万円、29年度当初は書いてあるとおりですが、29年度の決算見込みとしては約28億円というところから、30年度は28億2,900万円程度を見込むというところで現年分としては積算をさせていただいておりますし、法人市民税のほうですが、こちらのほうも景気の実質GDPの成長率等を考慮する、あるいは緩やかな経済成長が見られるというような政府の発表等も考慮して積算をさせていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、法人税割の税率は全て9.7%に据え置きがされたというところなどから積算をしております。28年度の決算でいきますと4億1,100万円で、29年度当初は3億5,200万円ですが、29年度の決算見込みとしては4億3,700万円程度を見込んでおります。多少の安全率というところもございますので、30年度は約3億9,900万というところで積算をしたという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

やはり収入というのは保守主義が原則で、収入は余り甘く見るなど、要するに控え目に見るというのが、これは予算編成者の鉄則でございますから、それはそれということで、29年度の実績見込みの数字をありがとうございました。

では、続きまして、次に固定資産税のほうに入ります。固定資産税も個人と、またこれは法人があるわけでございますが、いただいております資料では、これは合算で、要するに個人も法人も全く合算で出てきておるわけございまして、平成30年度が31億7,500万と、これは29年度は、ここは何かどういうわけか知らんけど、32億3,290万円という数字が出てきております。

それで、30年度の29年度実績見込み比でいきますと、5,767万円の減というふうになってきておるわけでございますが、固定資産税は、私が考えますのには、やはり償却資産の分母の数字が小さいということと、それから平成30年度は資産の3年間に1回の見直しということであるかと思うんですけど、これも法人と個人に分けて明細をお知らせいただきたいなあというふうに思っておるわけでございます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 固定資産税の場合は、大変申しわけありませんが、個人、法人という仕分けをしておるわけではございません。基本的には、土地・家屋、それから償却資産、あるいは国や県の納付金というような形で積算をさせていただいております。

30年度の減額の主な要因といたしましては、土地に関しましては下落修正率を99%というように見ておりますし、それから家屋につきましては、評価がえの周期でございます。来年度、30年度は評価がえということがございますので、こちらのほうも下落率を見て、同じ程度下落を見ているというところです。

家屋につきましては、瑞穂市のほうへ転入してみえる方もあって、家屋そのものはふえてくるという見込みをしておりますけれども、評価がえで下がってくるというところもございます。

それから償却資産につきましては、前年度対比としてはおおむね100%の見込みで計算をしておりますが、本当のざっとの概算ということになりますけれども、土地のほうで約14億程度、それから家屋で13億程度、償却資産で3億程度というようなことで30年度の当初としては見込んで積算をさせていただいているという状況でございます。

それから、土地の実勢価格につきましては、0.何%というようなことで下落になっているということも考慮しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

では、次にたばこ税でございますけど、30年度は3億1,800万強と、それから29年度の見込みが3億900万弱と、トータルで944万8,000円の増ということで、ちなみに、これは平成29年度の予算で私は持ってきましたもんで、本当は実績ベースで捉えないかんですけど、ちょっと数字を持ってきませんでしたので申しわけないんですけど、一応予算設定のときには3億2,370万ということでなっております、これは減少を来しておるわけなんでございますが、この主な要因というのは、どういう要因で減額になっておるんですか、ちょっとそこら辺をお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） たばこ税の今回、30年度と29年度を比較して減収見込みとした要因といたしましては、いわゆる旧3級品と言われる品質といいますか、そういったたばこがありますが、そちらの旧3級品は、特例で税率が下げているという状況が法律の改正で徐々に、旧3級品という特例をなくすよというようなことがありますし、それから我々の間でも、喫煙者の間では、煙の出ない、いわゆる電子たばこのような形で切りかえられる方が非常に多いというところも考慮すると、今までよりも一般のたばこ離れが進むというようなところから減収の見込みであるということで、29年度当初に比べて30年度はそういったことで減収を見込んでいっているという形で、今、14ページに示させていただいている、1.7%ぐらいの減というようなことで見込みを立てさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） これはなかなか難しい問題で、税収の面からいけばふえることはいいんですけど、健康を阻害とする観点からいくと、これはふえることは決して好ましいことではないですから、こちら辺は非常に難しい問題なんですけど、そういうことでよくわかりました。

次に、もう一つお尋ねしたいのは地方消費税の交付金の件でございますけど、これは今国会で自民党の総務会も了承しまして、今年度に算出方式を変えるということで、これは企画部長も御承知かと思うわけでございますが、今までは地方消費税の算出方法というものは、要するに販売額、売上額が75%、そうしまして従業員数が7.5%で、人口が17.5%のウエートで、例えば17年度の実績見込みで見ますと、約4兆6,000億をその配分でしてきたと。この30年度からは販売額が50%で、要するに人口比の割合を50%にするということで、これはこの通常国会で成立するものだというふうで、情報関係もそういうふうでデータ等も出ておりますから、これは間違いがないというふうで考えますと、今年度の予算が8億5,000万を予定されておまして、29年度の実績見込みが8億4,000万ということですよ。その差し引きが1,000万の増ということになっておるわけなんですけど、ここで聞きたいのは、その算出基準が違った場合にはどのくらいの、要するに我々瑞穂市といたしまして効果があるのか。いや、これは逆にマイナス要素であるかということは、まずシミュレーションをされたかどうかということと、なかなかそこまでは基礎データというものがございませんのであれですけど、感じと言ったら、これは大変失礼なお話なんですけど、私は1,000万の増じゃなくて、もう少し、人口比の割合が50%ということになりますと、瑞穂市は市長がいつも言われていますように人口がふえておる自治体でございますから、そのウエートの率が高くなれば、もう少しふえるんじゃないかなあということで、これは表現が悪いですけど、なべに入れてもいい予算ではないかなあというふうで考えておるわけでございますが、企画部長の御見解をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、今年度、地方消費税交付金につきましては、前年度7億5,000万のところを8億5,000万ということで、1億ふえているところでございます。

議員御指摘のように、国では2017年12月には税制改正大綱ということで消費税の額、そして従業員数割の7.5、人口割の17.5という現状の配分方法を見直して、従業員数の配分7.5をなくし、消費税消費額の50%、そして人口割の50%ということで各都道府県へ配分する案が出ておるところでございます。

そういったところで配分の改正があるということは承知しているのが現状でございますが、私のほうは、まだそういった税制改正後を見据えた新年度予算の予算立てまでには至っていないのが現状でありまして、また正式に決まりましたら、その状況に応じて補正予算等で対応し

ていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 本年度は国のほうでも種々の税制改正がございまして、まだ一つ、まだ決定事項ではございませんけど、法人事業税の特別税のほうも見直すということも情報では伝わっておりますから、ここら辺も、企画部長、常に情報をキャッチしていただきまして、前向きな検討を善処していただきたいなあというふうに思っておるわけでございます。

税制関係のことはこれぐらいにしておきまして、もう一つ、今度はふるさと納税関係のことにつきましてちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

先日も総務委員会の資料で今年度のふるさと納税の寄附額は3億700万ということで、30年度の予算を見ましても対象項目が全部で8つございまして、それぞれ予算化が事業につきましてされておるわけでございまして、そのトータルが1億ちょっとということで、3億何ぼのうちの1億どれだけ、ですからこの結果について私は何も申しません。その過程ですよ。例えば、その予算化をするためにどういう経緯を経てその数字を求められたかと。例えば、各セクションからこういうふうでこの事業をやりたいから、このぐらい頼むというふうで出されてきたのか、それともこういうふるさと納税基金を活用するためのプロジェクトチームをつくって、こういうふうに配分をされたのか、それともトップダウンでこうこうというふうでされたのか。要するに、そこら辺をブラックボックスにするということは私は非常に問題があるのではないかなあということで、そこら辺を今回の予算設定で7項目か8項目、予算のところで一応ふるさと基金からこれだけの分を拠出しますというふうに、また金額も出ております、こういう事業に使いますと。ですから、そこら辺の結果までのプロセスを、どういう形でそこに至ったかということの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員御指摘のように、基金にはその他市長が必要と認める事業以外に7つの事業がございまして、安全で快適なまちづくり事業など、それぞれございます。その事業に、寄附者の方はどの事業に寄附しますということを指定されております。そうしたことで、議員にもお知らせしたと思いますが、その事業ごとに幾らの寄附金があるかという残高があるところでございますし、その事業の、例えば安全で快適なまちづくり事業ですと、道路とか水路とか街路とか防犯灯とか、そういった具体的な例もその寄附者にはなるべくわかるようにお示しして寄附をいただいているところでございます。

そんな中で、私どもは各部の各課のヒアリングを予算の査定する段階におきまして、予算査定を当然予算上していくわけですが、そういったときに財源とか国庫補助金があるとかないとか、いろんな状況がわかるわけでございます。そんな中で、あるものに対して充当してもいい

んですけど、ないものに対してどう財源確保をしていくかということに、今回、ふるさと応援寄附金をどう充当していくかというところで、今の8つの事業に対して充当できるものをしていきたいというようなことで、そういったものが今回の例でいきますと、大きくは小学校のICTの教育推進事業ということで電子黒板などに6,500万円、1億100万の6割以上をそこに充当していくということとか、路線バスについて充当していくとか、あるいは遊具を各保育所等、遊具新設ということで1,000万円ほどございますが、そういったものをしていくというようなことで、査定時に各課にお話をさせていただきながら、相談しながら、最終的にはこちらで決定していくというようなことになっておりますけど、なるべく形が見えるものがないのかなあということで、全てハード事業ではございませんが、ハードを中心に充当してきたという経緯でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） よく使用目的は、今回の予算概要ということで見ればわかりましたし、今、丁寧な御説明をありがとうございました。

私は、この性格というものは財政調整交付金と同じような性格じゃないかなあと思っておるわけでございます。ですから、お聞きしたいことは、例えば今年度はこのぐらい、要するに見込みがありますよと。それは一旦基金のほうへ入れて、それから必要に応じて使います、それはそれで私は別に何もおかしい処理ではないと思います。ただ、これを、要するに私は財政調整基金の性格があると言ったということは、万が一財政が、何かの事業をやったときに、要するに財政負担が起きたときに使える財産として残しておいたほうがいいのではないかなあということで、そこら辺はちょっとよくわかりませんが、例えば今回の場合、3億700万を今年度中に全部使ってしまうのか。いや、これは、私が今申し上げましたように、例えば半分ぐらいは、これは基金的な性格だから不測の事態に応じて、そういうものはきちんとして、財政調整基金と同じ性格のものだという意識づけをされるなら、これはファンドとして持つておくとか。そこから、例えば株式投資や、そういう危険リスクのことは言いませんけど、そこで利潤を生むということも、やはり一つかというふうに思っておるわけです。

そして、もう一つお聞きしたいのは、こういうことでよく、確かにこれは全国民から瑞穂市は注目されて3億700万の寄附金をいただいたと。今後もそれは伸ばしていくということで、これを一般財源に入れていくということは、これは私は、ちょっと見解の相違があるんですけど、それはそれとしまして、要するにこの基金というものは大事にせないかんと。やはり情報の公開ということで、これは何らかの方法でフィードバックせないかんと思っています。

こんなことを申し上げて大変恐縮なんですけど、私もイチゴと、それから柿の生産をやっております。振興会を通しております。今度の寄附金の対象物件として柿、富有柿も商品供給の

中にも入っておりますし、今、私はイチゴの美濃娘をやっております、美濃娘も今回出しておると思うんですけど、その明細が全然わからないんですよ。金額だけ、それからどういう項目で何件あって金額、金額ベースだけはあるんですけど、その商品のアイテム別に、どの商品がどういうふうに貢献したかということは、前はたしか出ておったと思うんですけど、それは出されると思うんですけど、これは平成29年度の事業年度が終わった段階で、それは提示していただくということは大事だと思うんですけど、そこら辺のお考えはあるかどうかということをお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） まず、1つ目のふるさと応援寄附金が財政調整基金的な面があるんじゃないかというようなお話でございました。それについては私どもも考えておまして、15ページの中ほどには今年度繰入金ということで財政調整基金が2億円、昨年度は4億円というところで、昨年より2億円減らしているというような状況で、杉原議員の言われるとおり、私どもも同じような感覚を持っておまして、財政調整基金、ふるさと応援寄附金を今回1億円入れますので、その分、財政調整基金を減らしていきたいという思いがこの数字に出ているということで御理解を願い、また254ページには基金の年度末の現在高ということで、あくまでも28年度末、29年度末、そして30年度の取り崩し額、積立額、30年度末の見込みというようなことで、現在のそういった状況をお示ししているところでございます。

そういったことで私どもも考えているということをお話をさせていただきながら、ふるさと応援寄附金に係る返礼品の物につきましては、返礼品の金額のベストテンとか、いろいろ実は、今、手持ちに持っておりませんが、多いのが豆乳の健康食品関係とか、あるいはティッシュペーパーと申しますか、トイレットペーパーと申しますか、そういう日常生活品的なものとか、あるいは柿も少し、当然旬なときに出しておりますし、あと飛騨牛とか、そういった肉類とか、そういったことで、飛騨牛、豆乳、トイレットペーパーというようなことがベストテンの中に多く入っているのが現状でございます。

そういったことで、地域の瑞穂市内に見える事業主の方と連携しながら、商品も選びながら、返礼品を年度に最低1度、できたら2回というようなことで返礼品の内容を見直したり、随時追加したりとか、そういったことをしながら返礼品の品物、瑞穂市内のものを、あるいは関連するものを見つけている状況でございます。

先ほど杉原議員の言われたイチゴとか、そういったものの中にはありますが、よろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 私もそういうことで貢献しておりますから、また今後も継続して、瑞穂

市の寄附金の基金のために一生懸命頑張りますから、ひとつよろしくをお願いします。

では、最後になりますけど、今回の所信表明の中で市長が言っておられます合併特例債の話なんでございますが、瑞穂市は昨年度ですか、評価がえの交付金の加算もなくなり、非常に財政が厳しいということで、一生懸命、所信表明のところでも述べておられますが、政府のほうでは合併特例債の5年延長というお話も実は出ておりました、野田総務大臣も非常に前向きで、これも今国会で採決されて5年延長というようなことで、県内でも岐阜市初め羽島市なんかも市の庁舎に合併特例債を使って早く、私、ちょっときょうは記事を持ってきておりませんが、二、三年前倒して市庁舎を建設するというようなお話が出ておりましたんですけど、そういうことで、当市はこれで終わったということなんですけど、ここで市長に一番最後にお聞きしたいんですけど、私、その金額が、合併特例債は100億ちょっとぐらいだと思うんですけど、その効果というものはどうだったかということだけ、最後にちょっと、合併特例債を活用して瑞穂市はこういうふうに変ったんだと、こういう面でメリットがあったんだというお話がございましたら、一言御披露をお願いしたいと思っておるわけでございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 杉原議員の御質問にお答えいたします。

杉原議員が言われますように、瑞穂市の合併特例債は、上限が108億4,070万ということでございました。そういった中で、ほぼ発行可能残高といえますか、残りはほとんどないような状況でございますが、事業としましては、みずほターミナル整備事業やら、地域コミュニティセンターの事業、あるいは保育所、子育て支援事業、コミプラ、あるいは地方道路の整備事業など、あるいは大きなもので下犀川の整備事業やら、新堀川の放水路整備、また排水機場の整備、JR穂積駅周辺地区の別府保育所の西側の地下道など、そういった事業やら、瑞穂市の常備消防を、今、旭化成の東に瑞穂署ができておりますが、そういった消防署の整備事業、あるいは学校関係ですね。牛牧小学校やら本田小学校、南小、穂積中、巢南中など、あるいは給食センターの統廃合、巢南と穂積にそれぞれありましたが、一つに統合した整備事業やら、議員御承知かと思いますが、最近では小学校の教室の空調整備事業、中学校の整備事業、あるいは野田橋の歩道橋、野白の扣畑公園の整備事業など、そういった事業にこの合併特例債を使ってきたということで、なるべく2町にあるものを、2つを1つにした給食センターやら消防署とか、そういったものとか、道路整備、あるいは子育て支援、学校関係ということで、大きく一つになったことによる新たなものに整備をしてきたというふうに考えております。

簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

これは社会的インフラの整備ということが使用目的になっておりますから、そういう方面で、学校とか、それからあといろんな設備関係、公共施設関係に御使用いただいたりとか、それはそれというふうでありますけど、要は私、今回お聞きしましたことは、やはり収入という、地方公共団体では歳入という言葉を使っておるわけですけど、やはり議員も歳入のほうにも視点を置いて、そちらのほうに私を初め全議員も目を向けて歳入をふやすということも、現実的にはできないかもわからないんですけど、そのアドバイス、そういう政策提案ということも議員はやらないかと思うんですね。

ですから、そういう意味からして、私は今回、なかなか皆さん、歳入関係はちょっとこちらの蚊帳の外へ置いておいて歳出のほうをやられておる。それはそれで私は、十分チェック機能として議員としてやるべきことですから、それはそれとしていいんですけど、やはり歳入関係、今、どこの他市町を見ておりましたが、要するに自主財源の確保ということで本当に真剣に、本巢市もそうだし、北方町もそうだし、大野町もそう、それから安八、それから羽島、全ての我々を取り巻くこの地域の自治体は、今、本当に自主財源をどうやって確保しようかということは、その当年度だけじゃなくて、やはり市長も言っておられるんですけど、5年、10年先の未来の瑞穂市は、財政的には本当に盤石だと、自己資本で交付金も要らない。豊田市のように、もう交付金は国からもらわなくても自主財源で十分やっていけますよと、そのぐらいの意気込みというんですか、そういう考えがないと、とにかく国依存の体質ということは、やはりここらあたりで脱却しないと、ここに市長も書いておられますけど、国の財政自体も非常に厳しいんですから、これは地方も全く同じですから、そういう観点から我々も努力をしていかななくてはならないなあということで、今回はあえて質問をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算について質問をさせていただきます。

平成30年度の歳出が176億、去年よりも9億増、過去最大の予算規模だと。その予算編成の状況の判断で、市長の所信表明で今後の財政運営は厳しいものとなると言っておられます。この所信表明の中では、この厳しいものの一つのなぜ厳しいものになるかという認識が、基幹収入である地方交付税が段階的に削減され、平成31年度には合併算定がえによる地方交付税の加算がなくなり、財政上の優遇措置を受けていた合併特例債の発行がなくなるという、この基幹収入が減るといえることは言うておられます。

そこで、質問です。そのほかに厳しいという判断を市長はどういう考えをお持ちでしょうか、

お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えいたします。

議員も承知してみえると思いますが、現在、先ほど杉原議員のお話もありましたように、合併特例債が今までは合併後15年間発行できたということで、財源の一部としてやってきたわけですが、合併特例債もなくなったというような現状でありますし、先ほどから言われました地方交付税の関係もございますし、現在、歳出の方では社会保障費のほうがかつてきている現状でございます。福祉やら、いわゆる民生部の部分の予算が非常に膨れ上がっているということもございます。11ページを見てもみますと、民生費が38.4%というようなことで、その中には扶助費の関係があるかと思いますが、扶助費関係がかつてきているというようなこともございます。

これから扶助費の増大もさることながら、そういった事業関係も厳しいというようなことで、国のほうも厳しい中でやっていかなければならないということもございますので、全体を見て、本当に財源のほうを確保していかなければならないというふうに思っております。

そんな中で、去年、29年度ふるさと応援寄附金ということで8,700万円ぐらいの、前年度、28年度からおおむね3億円になってくるということで、税収の確保が少しできてきたというようなことではございますけど、そういった財源確保にも努めていかなければならないというふうには考えております。

歳出のどうしても払っていかなければならない部分がございますので、御理解をいただき、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 企画部長の考えはわかりました。市長は全く同じですか、加えるところはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほど企画部長のほうから御報告を申し上げましたとおり、歳入のほうも本当に厳しくなっておりますし、さらに歳出のほうは、どうしても市民の皆様に対する支出がたくさんございます。そんな中で、やはりいろんな部分でお金が要りますので、歳出が優先になっていることも事実でございますが、何分にも本当にお金が要るようになってきております。そういったところから、今、企画部長から御報告申し上げたとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 厳しいという認識をリーダーが持たれるのは、そうですね。当然、その

厳しければ、その対策を考えなければリーダーとしてはいけません。9億ふえて、過去最大だと。当然、いかにして、歳出が社会保障でふえる、じゃあいかにして無駄をなくすか、減らすべきものは減らすかという、この視点は当然考えられたと思いますけれども、今回の補正でそういう視点で削減された事業計画、教えてください。

〔発言する者あり〕

○4番（鳥居佳史君） 新年度予算で検討されたことをお伝えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員のなくしてきたという予算といたしますか、そういったなくしてきた予算ということでしたか。

○4番（鳥居佳史君） 30年度の予算です。

○企画部長（広瀬充利君） 30年度の予算でございますが、当初は各課から予算要求ということで予算が出てきてございます。それにつきましては、ちょっと資料がございませんのであれですが、190億前後の予算が出てきたと記憶しております。そんな中で、前年の予算もございまして、なるべく近づきたいという思いも当然あったわけでございますが、今回、176億円ということで、先ほど来、過去最大ということでございますが、今回については牛牧排水機場の3カ年計画やら、過去から四、五年間山積みになっておりました中学校テニスコートなど、どうしてもやらなければならないものを組み入れて、またふるさと応援寄附金の基金の積立額等、どうしてもいただいたものを積み立てるということで、予算上、ちょっと加算といたしますか、上積みされているといたしますか、どうしても膨らんでしまう部分が当然ございます。

そんな中で176億ということであったわけですが、先ほどの190億前後のところから176億にしてきたヒアリングの中で、皆さんになるべく後年度に行けるものは後年度にさせていただきながら、計画は翌年翌年へと延ばせるものは延ばしていくと。要求を全て新年度予算に入れるとなると百八十何億とかいうことになってしまうわけでございますので、そういった予算の後年度へ、次年度へ延ばせるものを延ばして今回の新年度予算ができ上がったと理解していただきたいと思えます。具体的などどここの事業をなくしたとかということではなく、そういった経緯でできたということで、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 最初の予算の積み上げで190億ぐらいまでざっと上がってきたものを176億まで下げたということですがけれども、その下げるときに、どういうチェックというか、どういう判断で下げているかというのがこれから大事だと思うんですね。今も大事だと思うんですよ。それは、例えばPDCAチェックをやるとか、今までお伺いすると、各部署でその辺の査定をすることをやっているようですがけれども、例えば今、具体的にどういう、事例を挙げてく

れと言ったら、挙げられないという答弁だったんですけども、明確にPDCAとかをやって、近々こういう理由で下げましたというものがなければ、漠然と下げているというふうにはしか我々に見えないんです。その点、下げられたということについてどういう、きちっとそういう根拠を持って下げられているのかどうかということについてはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって、いろんな経費の中には、いろんな施設の維持管理とか新設事業等がございます。特に維持管理等については、それぞれの施設ごとにほぼ整備計画が立っております。その整備計画の中で優先順位をきちんとつくってくれということをそれぞれにお願いをし、少し後に持っていけるものは持っていくということをルールづけています。

ただ、皆様方とこの間、いろいろお話し合いをして、優先すべきものが既に決まっているものについては優先させてもらったということでございます。

それから、市民サービスに対して迷惑をかけないというのが第一原則ということで、優先順位をつけるということをつけてきました。よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） それは一般的な考え方としてわかるんですけど、個々の事業について本当にそれは必要かどうかというのは市民にとってわからないんで、ここで事業仕分けを、前から言っておりますけれども、事業仕分けの手法を早急に入れて、市民にもオープンに、市民の声を聞いて、財政が厳しいんで市民もこの事業はもうやめてもいいという了解のもとで削るという、オープンな形で削るべきものは削る。私は、決して予算を全て削れということでは、必要なものはやっぱりやらないと、未来のために。

片や、切るべきものを切る、この切るべきものを切るというのをぜひ、事業仕分けという方法は有効だと思いますけれども、市長の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 当然必要だと思いますし、私たちも事業仕分けに近いような状態で、今回、さまざまな分析を行いました。決してそういったところをおろそかにしているつもりは一切ございませんので、ただ、一歩ずつこれも進歩かなと思いますので、そういった中において、私たちも私たちなりの事業仕分け、それでPDCAをしっかりと私たちなりに検証しながら今回の予算をつくった次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 事業仕分けという言葉、市長の思っておられる事業仕分けをちょっと言ってください、どういうものなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに事業仕分け、それぞれの事業がそれぞれの部署から上がってきます。その中で必要性、それと同時に、果たして市民の役に立つかどうか、さまざまな中から事業を仕分けていく。それと同時に、例えば地震のときに病の方がおられますね、そのときにトリアージでしたかね、あれと同じように緊急性がどこにあるのか、やはりその順序、そういったこともしっかり分けていく、そういったことも必要というところで、私たちはその段階のことも考えた次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 事業仕分けという概念は、民主党が政権をとったときにやった事業仕分け、あのときに初めて事業仕分けという概念が出てきたんです。そのときの事業仕分けは、必ず市民の目線が入ることが前提なんです。自分たちだけで事業仕分けをやっておるといのは事業仕分けと言わないんです。事業仕分けというのは、あくまでも市民の目線で市民の視点、市民の意見が入った、これが事業仕分けなんです。

市長、よろしいでしょうか、そういう改めていただけますか。それで、そういう市民の目線を入れた事業仕分けをやると。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私たちは私たちに、やっぱりそれに近いことも加味しながらやってきた結果が今回の予算でございます。当然、皆様方はお気に入りの部分もあるかもしれませんが、例えばそれじゃあこの後、一般質問になったときに、あれもやれ、これもやれと、絶対また出てくるのが当然事実でございます。そういったこと、さまざまな議員さんの御要望も、また加味しながら、またその緊急性、そういったことも判断しながらやっていく、それも大事なことだと思います。そういったところで全体的を見ながらやっていく。私どものやり方に一部は間違いがあるかもしれませんが、でも全体としては、やはりこの手法が正しいと私は思っておりますし、皆様方も、恐らくこの後の一般質問の中、そしてまた6月の議会、当然皆様方の地域のこと、そして皆様方を支持しておられる市民の皆様のこと、そういったこともまた当然言ってこられる。そして、そのことをむげにしながら進められるものでもございません。やはり中には私たちもしっかり考えなきゃいけない部分も当然あるわけでございますので、そういった全体のことも考える、私たちの仕事だと認識しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 全く事業仕分けの意図、意味がわかっておられないようです。

今回、過去最大の予算規模、9億増になったと、そこに厳しいものを感じると言っておられ

るのにもかかわらず、事業仕分けの意味をわかっておられない。

じゃあ、最後に聞きますけど、今回、プライマリーバランスがマイナスになりました。市長は、このプライマリーバランスについてどのようにお考えですか、マイナスになったことについて。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって、ちょっと事業仕分けについて、ひとつまた御意見をいただきたいと思ったりもします。

確かに民主党さん等がやられた事業仕分け、この近辺では、つい最近まで山県とか本巢とか羽島でもやっておられると思います。当然、私たちはその前に包括外部監査等があって、実を言いますと、包括外部監査というのは市町村はやらなくていいというものを条例をつくって3年間やって、いろんなものを見直してきました。そういうものも見直してきましたし、また各市町の事業仕分けをやってきた状況というのは、十分私たちも察知し、そのものについては行革の中の委員会で協議をしてきたという経緯がございます。

ですので、もしまた具体的に、今、幾つかはあります。ただ、いろんな制度を見直そうと思いますと、それぞれの計画審議会とか、評価審議会とか、その中できちっと議論をした上で見直していく必要があるかと思えますし、全体的なものについては、また行革の審議会のほうで進めていきたいと思えます。

また、プライマリーバランスの件でございますが、やはり経常的な経費を落とすというのは基本でございますので、新しいもので経費がかからないものがあれば、そういうものを利用して経常経費を少しでも少なくするという、基本だと思っておりますので、さらなるまた努力をしてまいりたいと思えます。

もう一つ、今回は、確かに金額はふえました。ふえました中には、庁舎の建設の基金が当初から2億円にしてあること、それから下畑の排水機場、特別な事業があること、それからふるさと納税が思った以上にあったということで、積み立てるという部分もありましたので少しふえてはいますけれども、これから穂積駅の周辺の事業とか、下水道事業とか、それから保育園等も各小学校区に1つきちつつくっていくと。将来の先の先を見据えて事業を進めようと思いましたら、やはりいろんなお金が必要であるということから、少しでも企業誘致等を積極的に進めていくということで、厳しい中ではあるが歳入をこれから確保していくという意思表示でございますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 事業仕分けについて内部で検討しているという話で、進めるにはそれなりの手続が要るということですが、厳しい財政運営だという、この厳しいというのが本

音かどうかという部分で、本音であれば、いかにして歳出を減らすか。当然、事業仕分けというも早急にやらないかな、それでもって出すべきものを減らすということが入ってくると思うんですけども、どうも言葉だけのように聞こえてくるんですね。

プライマリーバランスを減らすというのは、歳出を減らすということと、ふやすのもあるんですけども、これから増収というのはどう頑張ってもそんなに期待できないです。出るものがふえるばかりというのは明らか、その中で、やっぱりどうしても出るものをいかにして市民に納得してもらって減らすか。これが厳しい予算運営の中でいくのに、これから必須になると思います。ぜひこれは検討を進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算の中の、私は全体像ではなくて微々たることについて御質問を申し上げたい。と申しますのも、議案説明会のときに説明を受けていない部分も含めまして、ちょっと再確認をさせていただきたいと、かように思うところであります。

その第1点目は、皆さんのお手元に予算概要がありましたら開いていただけたらと思うんですが、18ページの会計管理費、会計関係は意外とこの議場においても御答弁をいただく機会がございませんので、ぜひこの機会を利用されましてアピールしていただけたらと思うんですが、よく見ますと会計事務改善事業費が廃目になっておりますので、会計管理費が29年度比、30年度予算は342万4,000円ふえているということかなあと思うところでありますが、その辺のところの御説明をいただきたいのと、あわせまして会計管理費全体で122万ふえていると、この辺のところの御説明をよろしくお願ひしたいと。

それから第2番目といたしまして、同じく20ページですが、本田コミュニティセンター費が29年度比、新年度予算は418万2,000円ふえております。これは、シートナンバー44で確認しておりますも、なかなか具体的なことが理解できないということで担当部長に若干の御説明をいただきたいと。

それから、その次の21ページ、後半でございますが、岐阜県会議員選挙費並びに瑞穂市長選挙費が30年度予算に計上されておりますけれども、選挙そのものは、いずれも31年4月の選挙です。にもかかわらず、30年度予算で計上されるのは事前準備かなあと思うところもあるわけですが、しかしながら、事前準備といえども選挙のある期に支払えばいい話であって、愛想よく前もってどんどん払うべき体質のものかどうかという疑念を抱くところであります。

まだまだ29年度比、30年度予算が相当ふえているところもありますが、時間の都合もござい
ますので、この3点に絞りまして御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願い申し上
げます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 会計管理者 平塚君。

○会計管理者（平塚直樹君） ただいま広瀬議員から会計管理費の当初予算について御質問をい
ただきました。

会計管理費は、文字どおり会計事務に係る経費でございまして、今年度、平成29年度につ
きましては、経常経費であります会計管理費、また本来ならば新規事業等で事務刷新などを目的
とした会計事務改善事業費と、2つの細目というか事業コードを立てて執行しております。

新年度につきましては、このうち会計事務改善事業費につきまして廃目とさせていただきます
ました。これにつきましては、会計事務改善事業の中身でございまして、これは委託料一本で
ございまして、会計の伝票をスキャニングして、画像化して検索しやすくするという事業でござ
いました。これにつきましては、開始後既に数年を經過しております、事務改善という新規事業
としての目的は達して経常経費化したというふうに判断をいたしまして、会計管理費のほうに
統合したというか、移管をしたところでございます。これにつきましては、広瀬議員のお見立
てのとおりでございます。

また、平成30年度にこれを含めても増額をしておりますが、これにつきましての中身でござ
いまして、まずは人件費が若干ふえたというところと、それから役務費の公金取扱手数料につ
きまして、件数が少しふえているというところを見たものであります。

また、委託料につきましても、この移行分を含めましてもふえておりますが、これにつ
きましては、財務会計システムのプログラム改修を予定しておりますので、この部分の見込みを
させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの広瀬議員の御質問でコミュニティセンターの本田コミュ
ニティセンター費が418万2,000円、昨年度と比較してふえておる内容でございまして、こちら
につきましては、南部コミュニティセンター、それから北部コミュニティセンター、それと本
田コミュニティセンター、こちらを指定管理として業務委託をしておりますが、そちらのほう
で施設の管理に携わる職員の配置をそれぞれ検討し直して、3つの館を同じ数の職員で配置す
るというような形で、本田コミセンについては来年度はこのようになっておりますし、3つの
館が同じような運営方法によって行われることによるものでございます。

それから選挙費のことでございますが、県議会議員の選挙が来年4月の第1という予定で
ございますので、それに伴って、30年度の3月にそれに伴う選挙事務の時間外等の経費でござい

ます。市長選もその後でございますので、合わせて30年度に係る経費を計上してございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今、本田コミュニティセンターのところで、ちょっと私の理解不足かも知れませんが、3つのコミュニティセンターを一緒にして人件費を対応しているという解釈なんですか。それを本田コミュニティーにしわ寄せしていると、こういうことでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 平成29年度におきましては、それぞれの館で取り仕切る責任者があったわけですが、そちらを公社のほうとしては1人にまとめて職員で行っていくと。その分、本田コミセンのほうで館長というのをふやしていくという形でふえたということでございます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

2点お伺いしたいと思います。今、議員の皆さんからは歳出を減らすというような質疑がたくさんあった中で、先ほど市長が答弁されました、市民の皆さんからはさまざまな要望が出る中、また昨今の社会情勢の中、やらなければならない事業がたくさんあるという中でのお話がございましたが、当然、税収をしっかりと担保して財源を確保することが望ましいわけでございますが、そんな中で1点、まずお伺いしたいのが、市長も12月議会の折には、市長の強い思い、お考えを述べられておりましたが、台風21号による瑞穂市内における出水状況ということで、このような資料もいただきながら、治水事業、また1級河川が18本流れるこの瑞穂市においての、これは1級河川でございますので県の事業になりますので、瑞穂市はお願い、要望をするばかりではあります。そんな中で、これは市長、前、企画監も申されましたが、この写真を見てどう思いますか、何を感じますかというようなお話で、人がこの出水時においても歩行がしにくいところを避難というか移動されておるといようなことと、あとは土のうが積み上げられておるといようなこととありますが、もっともっと大事なことがあると思うんです。これが事業費の中に、新年度予算で主要事業の中にはないです。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。私は、これは出水したことによって川と道路がこの転落防止柵によって、ここで川ですよ、こちらは道路ですよといようなことで位置づけ、区別ができておるといことがもっと大事なことであるかと思うんです。

そんな中で、安全で安心して暮らせるまちというところでも、Jアラートとか、金額は少のうございますが、230万ほどとかで、これも当然必要な事業ではあるかと思いますが、もっともっと今やらなければならない事業としては、やはり瑞穂市の人口がふえている、それもおかげなことで若い方が転入されておるおかげで子供の数も地域によってはふえているという中で、いまだにまだ転落防止柵、水路に防護柵がしていないところ、これは多分市長も多くの自治会から要望が出ておるということは理解、承知のことだと思います。そんな中で、やはり一番やらなければならないのは、台風21号においての出水時におけるこの状況ですね。やはり私は、身近なところでの安全・安心ということであれば転落防止柵を設ける。また、水路と道路との境がしっかりと、出水時においても河川に水路に転落することがないように、そんな整備が真っ先に必要ではないかと考えるところでございますが、それについての御見解を市長にお尋ねしたいと思います。

もう一点は、基本目標の3に心が通い合う助け合いのまちということで、医療・健康のところ、これは以前の議会において鳥居議員のほうからABC検診の御提案をされたところでございますが、先日の勉強会において、その質疑を新年度で見えていないがどういうことなのかということでお尋ねをされたところ、旧本巣郡で足並みをそろえた上で行うというようなことで、瑞穂市においては、新年度、準備を進めて、他市町、これが本巣市、北方町と同時に行えるような検討と準備に入るというようなお話であったと思いますが、それについての今後のスケジュール等を、やはり新年度予算は、確かに全てにおいて何から何までということであれば膨らむばかりで、歳入歳出のバランスということで考えると難しいところが、事業を優先順位をつけて行うということはあるかと思いますが、ただし、少なくとも、未来永劫このまちが発展する、また地域住民の皆さんの福祉・健康、住民福祉を今以上に向上させるということであれば、やはり税収に限界はあるやもしれませんが、まちづくりの方針、方向性をしっかりと見きわめて、間違えない限り瑞穂市には伸び代がある、この利便性、地域の特性がございます。税収をしっかりと高めることは、私は可能であると思いますし、そんな将来的な投資事業をしっかりと進める必要があると思いますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えいたします。

30年度の主要事業の中で4ページ、5ページ、6ページでは、今年の台風21号の反省を踏まえて、牛牧排水機場につきましては言うまでもございません。そのほかにも7ページあたりですと、水路改良工事ということで唐栗、横屋、本田というようなところ、これは特に根尾川沿いの唐栗には石積みの水路がございまして、非常に根尾川からの浸水というか、しみ出しがあるというところもありまして、そういうところも早急に手当てをしなければならないとい

うあたりで予算をつけておりますし、県が今年度、宝江川と宝江川の上流の浸水対策に関しまして調査をしていただきました。この調査の結果の中にも、横屋の一部で非常に排水断面が小さいというような結果も出ておりますので、そのあたりの手だてをしたいと思っております。

もちろん古橋については、今年度、詳細設計をして、古橋の浸水対策も、その設計が仕上がりましたら、また新年度補正等の対応でも、また工事費をできればお願いしたいなあというふうに考えております。

そのほかに、予算に反映はされていませんが、やっぱり昨年の21号台風の反省を踏まえまして、政策企画監、それから総務部長も含めまして、ソフト的にどう対応できるかということも十分検討させていただいております。いわゆる菱野川とか政田とか、そういう用水が根尾川の本川から入ってきているんじゃないかとか、それから新堀川の上流が五六川と合流している、その水そのものが逆水樋門が閉じなくて入ってくるんじゃないかというようなことも総合的に勘案して、ソフト的な、単純に言いますと、お金がかからずに、今度同じ場面ができたときに、そういうことを十分わかった上で巡回をすとか、手だてをすとかというようなところも含めて、我々でも30年度、そういう事案が生じた場合に対策をとっていきたいというふうに思っております。

それから、議員が提案されました昨年の水害に対する報告の写真は、フェンスがあるから、これは転落しないからいいじゃないかというようなお話もあったと思うんですけど、これは2次的な話であって、だから全部に、水路には河川側にやらなきゃならないというのはちょっと議論の観点が違うのかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 森議員のがん検診の推進事業の中の胃のがんに係る検診ということで、現在、胃部のエックス線検査を実施しておりますが、実はこの検査というのは高齢になるほどちょっと受けづらい検査ということで、受診率も余り高くはございません。

このがん検診推進事業全体としては、がんの早期発見と健康意識の啓発というようなことを目的としておるということですが、御質問のABC検診については国が推奨する検診ではないということから、もとす医師会管轄の本巢市、北方町等では、まだ足並みがそろっていないという状況があるのですが、瑞穂市としてはもとす医師会の瑞穂支部とはある程度協議が進んでおって、できるというようなことで、やはり本巢市、北方町と一緒に足並みをそろえてということで、平成30年度にそのような体制をつくって、31年度からというような方向を持っています。

ただ、本巢市、北方町がもしこの足並みがそろわないような場合においては、ちょっと瑞穂市だけでまた考えていくということを思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 鹿野部長の御答弁の中で、前段部分はよく理解をさせていただいたところでありますので、そのような形でしっかりと、21号の台風の出水等を鑑みの中で教訓とする中で、ソフト面、ハード面も含めて大きな被害につながらないような対策を早急にまたとっていただきたいということで結構かと思いますが、転落防止柵については、これは観点が違うというようなお話がございましたが、当然、住宅が建ち並ぶ中で水路等に転落防止柵が施していないところが市内に多くございます。そんな中で、やはり出水がしたときは、その道路か水路かもわからない状態であるならば、どうしても出水時においても外出せざるを得ない場合、場面、または避難をしなければならないというような場面が想定されると、そのようなときでも大いに有効な、安全で安心して暮らせるまちづくりにつながるというようなことで申し上げたところでございますし、出水時だけでなく、29年度においても本田地区において水路に転落されて、とうとい命を亡くされたということもお聞きしておる中で、瑞穂市は若い方が転入され、子供さんもふえている地域が多うございます。その中で、やはり身近な安全・安心ということになりますと、他市町から来られた若い方、またここで長く定住されておられる方においても身近な安全として、まずは子供、また高齢者の方が歩行するときに誤って転落をしないような柵としての転落防止柵が必要ではないかというようなことで申し上げております。これは多くの自治会から要望が出ておると思います。以前は、今現在、瑞穂市は幅の規定はございませんが、高さでいう1,200、1メートル20センチ以上の高低差がある場合においては優先的に、通学路であったり、また住宅が建ち並ぶ、歩行者等の往来が多いところに関しては優先的に行うということでございましたが、この29年度は1路線において、それも死亡事故が起きたところだけであったというように思う中で、30年度はぜひともこの事業を早急に進めていただきたい。5億、10億、20億もかかるものではございません。1億、2億あれば、多くの住宅地が建ち並ぶ、また若い方が新しく家を設けられて、子供さんが外へお出かけのときも安全に往来ができる、そんな身近な生活の安全として、安心して暮らせるという観点から申し上げておりますので、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今の御質問の中で本田……、只越だと思うんですが、ここはフェンスが張ってあった状況の中で転落されて亡くなられていると、だからといってやらないというつもりもないので、やはりフェンスというのは、かんがい用水のために6月から9月ぐらいまで、確かに深いときがあつて危ないなあというときもございます。そういった意味で、転落防止柵というのは必要な場所には今後もつけてまいりたいというふうに考えております。

ただし、先ほどから言いますように、全てを満足してつけるということも予算の制約がございますので、その辺は優先性を持って場所を選定していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、時間もございますので、一般質問のほうで、またこれは関連質問としてやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

一般会計の予算案について質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目でございますが、国民健康保険税について国は、国の制度を上回って、それぞれの自治体で窓口の医療費の無料化を行っている自治体には減額調整ということで、これまで国保のペナルティーと言われてきましたけれども、ことしから未就学児までは廃止すると、こういうことで一步前進をしております。

そこで、お伺いしたいと思いますけれども、未就学児まで減額調整が行われるということになりますと、どれだけ一般会計の予算が減ることになるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、これにかかわってですけれども、この浮いた予算を子供の支援のために使うということが当然私は必要だというふうに思いますけれども、それがどのように子供予算に使われているのか、また反映しておるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問でございます。未就学児に対する国保の、いわゆるペナルティーのカット分ということでございますけれども、どのように影響があるのかということのところまでは、申しわけございませんが、即答しかねる状況でございます。ただし、未就学児というのは県がそういう施策をとっております。その関係がありまして、県のほうの施策の段階でのペナルティーということもございますので、ちょっと具体的に幾ら幾らというようなところ、今、手持ちの資料としてはございませんので申しわけございませんが、一般会計に対してはおおむね影響がないのかなというふうで思っておりますけれども、正確にお答えができなくて申しわけないです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） これは今までペナルティーということで減額されてきたわけですので、その額が幾らになるかということがまずありますし、未就学児まで廃止ということになりましたら、未就学以下の分は軽くなるわけですので、これはわからないというわけではないという

ふうに思いますので、またぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、それにあわせて子供支援のほうで活用していくということが必要になるということとは申し上げておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいと思いますけど、県のほうでは来年度の予算案に子供の貧困の実態調査を行う、この予算とあわせて子供食堂への補助を拡大し、またこの要件というのがこれまでなかなか厳しかったということがありまして、これを緩和するという予算が出されております。これは県議会でございますけれども、今度の瑞穂市の予算案では、子供の学習支援の事業、または子供食堂の支援、いわゆる居場所づくりというふうに言っていると思いますけれども、この予算はどのように確保されておるのか、どうなっておるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の子供の学習支援の御質問にお答えをいたします。

平成30年度の予算概要書のシートナンバー130番には、ひとり親家庭の学習支援ということで委託料が300万円組んでございます。平成29年度に地域子供の未来応援交付金を活用しましてひとり親家庭のアンケート調査を実施して、現在、分析中で、この議会中にはお示しできるというところまで至っています。その結果を踏まえて、平成30年度にこの委託費の予算で計画を策定していきたいというふうに考えています。

また、先ほど小川議員さんから言われました県の子供食堂の運営の平成30年度の改正案ということで、大きくこの改正がされます。今までですと、生活困窮者の子供さんとか、ひとり親家庭の子供さんというように限定をされていたんですが、まず対象者が限定されなくなって、ただし、支援が必要な子供というのはつきますけど、それから対象となる運営する団体についても、法人格を有する団体から市町村が認めた方でいいというようなこととか、実施回数も月に1回というのが年に12回以上とか、夏休みは8回以上とか、かなり緩和されてきます。対象年度も、初年度だけから3カ年まで一応拡充されます。補助額も初年度は150万円とかという形で、かなりこの支援事業の拡大がされ、活用が見込まれます。

平成29年度、今年度においては、この事業を活用した市町村は二、三の団体ということで、県のほうも見直してきたということになります。それらの動きを踏まえて、平成30年度にひとり親家庭の子供の学習支援については考え、計画を立てていきたいというふうに思っております。

もう一点のシート番号148番の112ページのほうには、こちらについては生活困窮者自立支援制度の中の生活困窮家庭の子供への学習支援というのを社会福祉協議会のほうに委託をします。その金額が236万8,000円ということで、これについては社会福祉協議会のほうが月に一、二回程度、この学習支援を今年度の試行的な取り組みを踏まえて進めていくというものになります。

以上が子供の貧困の学習支援の今現在の状況の説明になります。よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 県の子供食堂の補助金ですけれども、規制がかなり緩和されまして、これまで大変使い勝手が悪いということが言われておりました。実際に子供食堂を地域で行う場合には、近郊の子供さんだけおいでよと、こんな話にはなりっこないですわね。ですから、その対象を広げて、誰もが来ていただいて、その中でそういう貧困の子供たちの居場所をつくっていくというのが、今、現場でやられてきたことですので、その現場に沿った支援というのが必要だということを思うわけですけれども、そういう点で私が思いますのは、子供の貧困の実態調査、瑞穂市でも今されておるわけですけれども、この貧困という場合には、ひとり親家庭だけの問題ではないというふうに思うんですね。それはどういうことかといいますと、子供の貧困率といいますのは、相対的貧困率ですけれども、7人に1人だと言われています。つまり、ひとり親家庭だけの問題ではなくて、今、貧困と言われる子供たちは7人に1人ということは、そういう人たちよりももっと広い層にあるわけですね。ですから、そういう意味ではひとり親家庭だけの問題ではなくて、もっとそれにふさわしい予算というものができなきゃならんというふうに思いますので、ぜひそういう点での検討をお願いしたい。その実態に見合った検討を、予算をお願いしていきたいというふうに思うわけです。

次にお伺ひしたいことですが、農業の振興策と農業振興の問題でお尋ねをしたいというふうに思います。

今、国のほうでは、御承知のとおりですけれども、農地の大規模化、担い手への農地の集約化というのが安倍政権の一つの大きな柱になっております。そういう点で農地の集約化がどの程度進んでいるかという、これはなかなか実際には進んでいないですね。2023年までに担い手の農地利用が全農家の8割というのが安倍政権の目標ですけれども、ところが、まだ3分の1にも達しておらんと。こういう中で政府も、また県も、こういうところにお金を出して、つまり営農法人にお金を出して、これを育成し、農地を集約し、大規模化していくということが行われる。今の3月議会、県議会の中でもこういった予算が出されております。

そういう中で瑞穂市の予算はどうなっておるかということを改めて見ますと、これは残念ながら、機構集約協力金交付事業が予算で出されておりますけれども、これは担い手への農地集積、集約化を図ると、これが目的になっております。

また、元気な農業産地構造改革支援事業というのがありますけれども、これもまた営農法人への機械・施設の導入支援というのが目標になっております。

ですから、私が言いたいのは、こういうことをやっていけば瑞穂市の農業は元気になるのか、私、決してそうはならんというふうに思いますね。ですから、こういう国や県の農業施策の後

追いばかり、今、瑞穂市の予算ではなっておるのではないかというふうに思いますけれども、これでは今の農業の危機というものが回避できないというふうに思いますが、農業振興についてどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 小川議員の御質問にお答えします。

正直申し上げまして、御指摘のとおりというところが本音でございます。ただいま申されました元気な農業産地構造改革支援事業、それから機構集積協力金交付事業、それから新たな農業者を育成するための農業次世代人材投資事業、いずれも県の補助金を使った、瑞穂市独自のものではないというところで、農業を振興、活性化するというところの目的からは、なかなか瑞穂市が脱却できない。あえて言えば、耕作放棄地を防止するというようなことが今のところの現状でございます。

そういった中で、今後は、やはり認定農業者による担い手に農地を集積してやっていただくというのが本当に現実的なところかなあというふうに思っております。

今後は、30年度におきましては、また6次産業化の促進支援事業等がございます。さまざまな、これも国、また県の事業に伴って、瑞穂市も追随していくというような内容になるかもしれませんが、瑞穂市の農業の担い手になる方の支援を積極的にしてまいりたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、今の国や県がやっているということの後追いするのではだめだというふうに申しあげましたけれども、そこから瑞穂市として根本的に変えていくと。つまり、農家の実態というのは家族経営がほとんどですよ。そんな大規模でやっている農家もない。ただ、営農法人がありますので、そういうところにどんどん集まってくるわけですが、一方で耕作放棄地がふえていくと。農家の危機の問題は解決できない、こういう状況ですね。そこを変えていくということも、また必要になるというふうに思います。ですから、家族経営の農家の皆さんへの支援、あるいは瑞穂市は富有柿という柿がありますので、ぜひそういった富有柿の振興、ここに地域の活性化の源、資源があると思いますので、ぜひ検討していくべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、次に商工対策費についてお尋ねをしたいというふうに思います。

昨年、瑞穂市は中小企業・小規模企業振興条例、私はこの条例ができたことは大変喜ばしい、一歩大きい前進だと思うわけですが、この中小企業・小規模企業振興条例を受けて、この予算、どのようにこの振興条例が反映されて充実されておるのかということをお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 昨年の6月に瑞穂市でも中小企業・小規模企業振興条例をつくっております。その中で財政的支援もというようなことも書いてございます。

29年度では、同じく6月に企業誘致の調査費を補正させていただきまして、その後、市内のある一定の企業の皆様方に市内での企業を拡大するというようなところのアンケート等もとらせていただいて、そういった意味で、市内の中で企業誘致を新たにできるような候補地等も今考えておるところでございます。

そのほかに、商工会を經由しての創業者支援になりますが、創業者の支援の補助金等も使って創業者支援の活動も行っておるところでございます。

あとは、今、現在進行形ではございますが、現在、国会で生産性向上の特別措置法等が審議されております。これによりまして、中小企業の償却資産の固定資産税の大幅な減額とか、あと物づくり等の補助金等もこの中に盛り込まれておりますので、そのあたりも注視しながら対応していきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この問題は、産業建設委員会でもぜひ議論させていただいて、どういうことをやったらいいのかということは知恵を出すべきだなあと私は思いますので、これはあしたですかね、ぜひ議論させていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

こういう中小企業・小規模振興条例ができたけれども、今までと変わらんというふうな棚上げではまずいなと思いますので、これに本当に魂を入れてできるような方策、方針をぜひ考えていかなきゃならんというふうに思います。

最後に、私、公共交通の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

みずほバスの再編案が出されております。これは、今度3路線から4路線に1路線ふえる、あるいは朝と夕方の便が、よりこの便がふえるというようなことで、バスを利用する、こういう方たちにとっては一定の評価、前進があると思うわけですがけれども、しかし、依然として高齢者の皆さん、とりわけ車を持たない交通弱者と言われる高齢者の皆さんにとっては大変深刻な間でございます。タクシーの助成制度ができましたけれども、今年度、このタクシーの助成制度の対象となる高齢者の基準というのがそのままになっておりまして、大変利用しにくい、こういう制度になっているという声を寄せていただいております。

したがいまして、高齢者の外出支援ということは、今のこのままでは高齢者の皆さんに応えることはできない、この予算ではというふうに思うわけですがけれども、その点についての答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

この4月から新しい路線編成として4路線にふやすことによりまして、バス停は大幅にふえてまいりますし、夜間の便、それから早朝も少し早くなるということで、利便性についてはかなり上がってくると思いますし、今走っておる3路線についても、アンケート調査の結果から、高齢者の方も多く利用されてみえるという点から、この4月の編成においてはバス停がふえることから、より多くの交通弱者の方にも使っていただけるというふうに私のほうは確信をしておりますし、そのための事業の展開もしていかなければならないと思っておりますので、ぜひたくさんの方に乗っていただくよう、御配慮のほうもよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、総務部長から答弁をいただきましたけれども、もう一つ、この中で先ほど私、指摘をさせていただきましたけど、みずほバスはどうしても穂積駅を中心とした交通体系にならざるを得ないですね。ですけれども、高齢者の皆さんの外出といいますのは、必ずしも駅が中心とはなりませんね。つまり、買い物に行くとか、医療機関に行くとか、あるいは公共施設、役場に行くとか、こういうことで高齢者の外出支援ということからいいますと、現在の高齢者のタクシー助成制度では、こういった皆さんの声に応えられない、こういう現状ではないかなというふうに思いますので、その点どのように考えておられるのか、ぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどのバス停をふやすというところで、確かに穂積駅中心の路線体系になっておりますけれども、4路線はくるくる瑞穂市内を右回り、左回りと回る中で、買い物支援のために、バス停の名前をそういった商店街の大型店舗の名前をつけたり、あとはできる限り病院、それから買い物施設を回るような配慮をさせていただいたつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 高齢者のタクシー助成制度については福祉部長に答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の高齢者のタクシーの助成事業につきましては、30年度の予算概要の91ページのシート番号105でございます。扶助費の中の204万円のうち、高齢者のタクシー助成分については162万円が計上されています。

今、小川議員の御質問の中にございました、このタクシー助成事業の拡充といいますか、方

向性ということで、市民の方からも地域の方からも御意見をいただいています。

また、ことしの4月からスタートする、今年度策定をしております高齢者の生き生きプランの策定委員会の中でも、この高齢者タクシー助成事業について策定委員の方から御意見がございました。運転免許証の返戻者をこの事業の対象にしてはどうかというような御意見もございました。ただ、高齢者の中で運転免許証を返納した方というのは、受付にお見えになったりしても、まだまだ少ないような状況とか、どちらかという、返納する方よりも更新をせずそのまま免許証が切れていくというような方も多いようで、そのあたりももう少し状況を見なければならぬということや、ことしの4月から、先ほど総務部長が説明しましたみずほバスの利用状況をまず見て考えるということ。

それから、現在、今の条件の中でタクシー利用状況、皆さんがどの程度利用してみえるかということも一応資料として見ながら進めていきたいということを考えていますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

私、みずほバスの改善については一定の前進だというふうに思っております。市民の皆さんからそういう声を寄せられておりますので、それは申し上げておきたいというふうに思います。

ただ、高齢者の皆さんにとっては昼間の便がまだ少ない、これは残念ながら、それは歴然としておる。つまり、午後から夕方までの間、バスが動いていないので動きがとれないですね。ですから、これはやっぱりみずほバスでこの改善を図っていくのかどうかという検討も、ことし必要だと私は思うんですね。

しかも、高齢者の皆さんは今後どんどんふえていくわけですので、こういう人たちが地域に出て行って、元気に外へ出られるようにしていくということは私たちの大きな仕事ではないかなあというふうに思いますので、そういう点では、神戸町でばらタクサービス事業というのがありますけれども、これが瑞穂市の中で、どのようにこれを生かしていけるのかというような検討も必要ではないかなあというふうに思っております。

年金者の岐阜瑞穂支部というのがありますけれども、こういったところからも、ばらタクの事業をひとつ参考にして瑞穂市に合ったやり方をしてほしいという要望が出されていると思いますけれども、ぜひそういう検討もしていただきたいということをお願いしまして、総括質疑は終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時35分まで休憩をとります。

休憩 午後3時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。広瀬武雄議員に関連して、ちょっと行政側の答弁が腑に落ちなかったので質問をさせていただきます。

というのは、本田コミュニティセンターの増額が418万2,000円、それからもう一つ、防災コミュニティセンター費が504万1,000円の増額になっておるのに対して総務部長は南部コミセンに合わせるような言い方をされて、本田コミセンの人件費等のようなことを言われていたんですけども、指定管理者制度を導入して維持管理費を安くするという目的でやっているのに、これ両方で1,000万近く金額が上がっている。それは見ると委託料の形なんですけれども、特に本田コミュニティセンターの館長が牛牧南部と、それから防災センターの館長を兼ねるような方向とか、人件費の削減とか、いろいろやっているのに、この1,000万近い増額は、29年度から30年度に対して上がったというのは到底納得できる、さきの部長の話ではできかねます。詳細に、この上がった金額は委託料なんですから。

そして、29年度には2,683万8,000円で本田コミュニティセンターはやっておきながら、そして防災コミュニティセンターは2,238万8,000円でやっておきながら、上がってきているということに関して言えば、非常に疑問が起こる金額、約1,000万も両方で上げている。これに対してのさきの総務部長の説明は、余りにも中身のない説明、もっと具体的に説明をしてほしい。

特に指定管理者制度を導入しておきながら、本来ならば低いほうに合わせるならわかるけれども、高いほうに合わせるという、その根拠は何なのか、これに関して説明をしてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の3つのコミュニティセンターにつきましては、平成28年度、29年度、30年度と3年間の指定管理の計画書に基づいて業務委託をしておるところでございます。

28年度におきましては、それぞれの館の従業員、職員の方がラップしておる時間とか、引き継ぎの時間を1時間とっておるものを短くしたり、それから人数の調整を行ったりして、29年度においてはその調整によって約1,000万ほどの減額になっておりますし、それから全体を把握する館長というのを館ごとではなしに、全てのところの管理していただく方を統括する形で指定管理のほうで、いわゆる公社のほうでそれを一括して管理していくというようなことで、それぞれの館の人件費の削減を図ってきたところでございます。

そういった中で、30年度においては、それぞれの館に必要なものの精算をそれぞれして予算

立てを行っております。

トータル的には3年間で削減は、今、数字ではちょっと言えませんが、トータルでは、全体ではかなり大きな金額の削減がされておるといことで、30年度の予算と本田コミセンだけ見ますと400万上がったといことでございますけれども、3年間のトータルとしては大幅に削減ができた、いわゆる事業効果が図られたといことでございます。

それぞれ3つの、これは予算でございますので、まだこれから削減できるものはしていくといことで、公社と毎月打ち合わせを進めながら経費の削減に努めておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 全然説明になっていない、違いますか。ふえているのよ、これ。減っているならわかるけれども、そうしておいて予算だと。具体的にやれば下がってくるでしょう、これ指定管理者制度ですよ。前みたいに、ふれあい公社を見ずに単独で市が出してでないの。それでこんな説明で、議員の皆さん、納得できるか、ふえているのよ、これ1,000万。減ってきているならわかるけれども、3年計画で云々して、最初の年じゃないけれども、下に合わせて云々で減っているならわかるけれども、ふえておいて、そしてこれは予算だからとい、こんな矛盾した答弁やで、市長、答弁してみてください。こんな矛盾したことに関して矛盾と思わんか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） この29年度と30年度の比較によりますと、確かに本田コミセンは先ほどの金額が上がっておりますけれども、それは人件費等の高騰も含めて本田コミセンと、それから南部コミセン、北部コミセンのそれぞれの人件費を見直して、それにいろんな、それだけではございませんけれども、そういった人件費の均等化を図ることによってコミセンのほうは、先ほど言いましたように、公社そのものの職員が一括して管理する部分は抜いて、本田コミセンのほうに人を均等に張りつけたといことで上がっておるといことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それは知っている、ごめんなさい、大きな声を出して悪いけれども、説明にならんでしょう。単独で、一つ一つをこれは指定管理者制度でやっているわけでしょう。それをプールしてやる、そんなことして人件費の問題で、人件費が上がったから云々で上げてくるなんて、これ1,000万上がっているのよ、両方で。

そうでしょう。安くする云々だけれども、一気に1,000万、だからそのことを言っているの。いろんなことが要る要る、いろんなことが云々で、言われるとおりに出していったら、この指定管理者にした意味がないでしょう。指定管理者にするのに、これは競争入札を本来はしなき

やならんのに、これはしていないわけですよ。そうしておいて、1,000万上がったのをプールするので平均してやるとか、云々とかというような、そういう問題じゃないでしょう。

こんな予算づけで、まだこれから下げることができるから云々という、そんなあやふやな予算づけなんて、ずうっと皆さん、議員が今まで質問しているけれども、おかしなことでしょう。

市長、答弁してみてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 予算の上で29年度と30年度は1,000万上がっておりますけれども、29年度において公社のほうの全体の直接工事費と言われる、いわゆる直工に係る部分の全事業費を見直して、特にコミセンについてもそれぞれの館に係る経費を洗い出して、それに一般管理費を加えると。その一般管理費というのは、いわゆる従業員の方の方でございまして、それからそれぞれの施設に必要な修繕費等もこの中に入っておりますので、一概にその部分が人件費だけということではございませんので、そここのところの御理解をよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 委託料でやっている、修繕費が云々とか、いろいろ言われているけれども、そういうようなことを今言い出して、29年度はそれでやってこられたわけでしょう、極端なことを言うと。それで30年度になって1,000万も上げるということについて、人件費が上がった云々と言ったって、それから修繕費が要る云々、その根拠は何なの。じゃあ、根拠を出してください、この上がった根拠を具体的に。

人件費と言うならば、人件費を1人減らして云々して維持管理ができるのか。いろいろなことを指定管理者であるふれあい公共公社はやるべきだし、それをやらせるのが行政でしょう。

だから、さっきから言うように、予算の中身に関して言えば問題点がいろいろある。だから、議員はわからないですよ。事業を減らせとか云々じゃなくして、事業の中の金額と、それに対して適正かどうかということが一番問題なんですから、そうでしょう。お金を減らせと言うわけじゃないんですよ。適正な支出をしているかどうかということが問題であって、百何十何億の予算じゃないけれども、その中にはそのようなことの予算があるんじゃないか、それを精査するべきであって、典型的なあれでしょう。これに関して具体的に1,000万上げなきゃならんという根拠を、今すぐ出せとは言わんですから、総務委員会でもあるし、出してください。

市長、どうですか。これの1,000万に対して、指定管理者制度を導入した意味がないでしょう。そのとおり、言われるとおりに出さなかったら。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 3館のコミュニティセンターにつきましては、もともとが北部のコミ

ユニティセンターについては市が直接経営をしておりました。それから、本田ができて南部と含めて管理をするようになったわけですけれども、当初は3つのやり方が違っておった、その中から指定管理というふうに移ったわけです。ただ、その中でも、それぞれの館の運営について前からの部分を引き継いでいましたので、昨年、先ほど総務部長が言ったように、統一して本部のほうで管理をし、それぞれの館に必要な経費をきちっと仕分けをするということで整理をしたというのが本来の姿でございますし、賃金については、最低賃金が上がったので、その分はオンさせてもらいたいということでございますが、どちらかという、29年度までの予算づけがずうっと前からのを引き継いできていまして、いろいろ問題があったのをきちっと3館を統一して、今回、予算を上げたということでございますので、また詳細につきましては説明をさせてもらうということにしまして、全体ではそういうことですので、どちらかという、今までのやつを手直しし切れなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そういう詭弁を使うから、そんなもん詭弁よ。民間の企業でこんな詭弁が通ずると思っている。発注して、人件費が上がった、云々すると、指定管理者に対して、じゃあその中でやりくりをどうするかということをやらせて初めてよ。それが、向こうができません、あれしました、お金を払います。そんな殿様商売、民間がやっているか、それを言っておるんですよ。相手が言うとおりにお金を払って、指定管理者云々じゃないけれど、これは入札でやっているか。違いますか、入札制度を導入していないでしょう、指定管理者に対する。だから言うんですよ。これ、入札制度で民間のそういうところを含めていて、ここが落としたわけじゃないでしょう。だから、そういうようななれ合いでずうっと来ているから、襟を正してください、襟を。

だから、理由でなくして、企業努力を相手にさせるということをやすべきでしょう。瑞穂市はそれだけ裕福か。財政が逼迫していると言いながら、やっていることは井勘定と同じですよ。

だから、これに関して言えば、民間企業ならば、そこに努力して、いかにその金額で抑えるかということをやらせて、人件費が上がりました、云々出します、そんな簡単なことをやっていますか。

その辺のことで具体的に云々じゃないですけれども、総務委員会もあるし、出していただいて、よく納得できるような形でやってください。そうでなきゃあ、この指定管理者は入札にしてください。こんな特定のところに出すんじゃないで、そうでしょう。以上。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第23号、平成30年度予算について質疑いたします。

今まで何人の方が質疑なされたことも重複していますので、それはもちろん省きます。今までの方が大局的に発言なされた中で、事業仕分けをするべきだということと、その前に、まず歳入、入りをはかるべきだというのがございました。どちらももつともだと思えます。それにつけ加えて、私は3つ目のことをまず申し上げたいと思えます。

それは、おこなっていることとか、必要なことにはお金を使わなければならないということですね。これは行政だけではできません。政治家である市長、議会もそうですけれども、そのいい意味の政治的判断があるわけですね。という基本のお金のやりくり、予算のつけ方に立って、軽重ですね。どこを軽くし、どこをふやしても仕方がないかといったら、議員の皆さんも市民の皆様も、瑞穂市は非常におこなっていると。何もかもおこなっていると言う人もいますが、私が整理してみると、まず駅前整備事業、それから下水道、これは要らないという人も含めて考えなきゃいけない。それから福祉、それから市民協働と、私は4つぐらい大きな項目で整理ができるんですが、この中の福祉と市民協働と、もう一つつけ加えて3つのことを申し上げます。

まず、福祉のおこなえというの、14年間見てきましたけど、明らかだと思えます。ということで、予算概要5ページ、基本目標、心が通い合う助け合いのまちになっているのでしょうか。

具体的に申し上げますが、12月の一般質問で申し上げましたが、地域生活支援拠点について新年度予算は何もないわけですが、これは12月議会で申し上げたことを繰り返すならば、発達障害者支援法の改正の法律において厚労省は、発達障害で非常に自立、生活が困難になった者は、今までだったら児童相談所、福祉事務所で兄弟を分けてでも、親から引き離してでも施設へ入れちゃったわけですね。しかし、家庭的な環境で保護、育成するのが望ましい。施設を維持する、つくるという経済的なことも考えたんだろうとは思いますが、表向きは家庭的な環境、今まで住みなれたところで育成していくと、そういう地域支援の拠点をつくる方向へ行かなければいけない。そのためにはモデル事業も募集しますと。モデル事業というのは今までやっていないことですね。そういう方向に出ています。

そして、これを受けまして、瑞穂市の障がい者総合支援プランにおいても、まだ私たちには案しか示されておりませんが、この中でも平成32年度までに市に1つつくると言っていますね。先ほどの厚労省の中では、圏域、または自治体で1つとなっていますのを、瑞穂市の計画では、市に1つつくると言っています。32年度というと、今度30年度ですから、30年、31年、32年、3年間ですね。新年度に一つも予算がついていないわけですから、そうすると残りの2年で実際に数値目標を達成するのか。

しかも、4月に、これも12月議会でちょっと申し上げましたが、瑞穂市の困窮家族8人が岐

阜市の市民団体に保護されていて、朝・晩6人の子供を送り迎えするのは本当に不可能な状況なので、4月から瑞穂市で拠点を持ちたいと市民団体が言って、クラウドファンディング、ネットによる寄附などを募集して、何とかしようと、その団体がやっているんですが、そうすると市の計画にも合致するわけで、全部拠点を市が買ってつくれば一番いいんですけど、幾つか方法はあると思うんですね。買ってやってもらうか、または借りて毎月幾らにするとか、またはその団体に補助金を出すとか、これの一つも予算化されていないということで、これも12月に申し上げましたが、その後も県でも関係者が全部集まって、さあ瑞穂市のこれをどういうふうにするか、そのとき瑞穂市は非常に叱られたはずです。

で、その後、どうにも困るという相談を受けましたので、そこに出た県の団体といたしますか、そこにその後どうなっていますかって聞きましたら、まだ何も対応していませんかという答えでした。知っていらしたみたいですけど、はい、瑞穂市はまだ対応していませんねと。

その後、全部社協に丸投げして、自立支援会議ですかね、ちょっと正確に、間違っているかもしれません、それも開かれたんですけど、予算を見てみると一円もついていません。

ということで、まず1つ目は、今のを繰り返しませんけど、3年間にわたって1カ所は設けるといった地域生活支援拠点事業についてはどうなっているのかと。

全部言っておきますが、2つ目は、シートナンバー315にあるんですが、公民館事業ですね。公民館というのは、御承知のように生涯学習施設です。この中で私が何年来申し上げているのは、Wi-Fi化、パソコン教室とか、市民が学びたいときに、インターネットがつながらないとサークル活動もできない、生涯学習としてのサークル活動もできないわけですね。

現在、何度もここで申し上げましたが、これがある公共施設は、本田コミセンだけです。なぜかわかりません。公民館は生涯学習施設ですから、まずここをWi-Fi化するというと市民センターと巢南公民館ですね。これをもう3年ぐらい前に申し上げましたかしら、そうしたら、現在、総合センターのOA室はWi-Fi化されています。なぜそっちにやるんですかと言ったら、OA室だからということなんですけど、あそこは部屋も高いですよ、高価です。公民館というのは安いわけです、生涯学習のための建物だから。

じゃあ、ことし、市民センターにこれの予算がついているかと言ったら、100万もかからないと聞きましたが、今のところ見えておりません。あと、巢南の公民館も必要だと思います。あと老人福祉センターが、障害者があそこでパソコンをやりたいと言っていて、あそこも必要かと思うんですが、これについての事業はどうなっていますか。

とりあえず、福祉や市民協働に関してこの2点、もう一点ありますが、お答えをいただきたいと思います。まず、一つずつお答えください。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

障害のある方の地域生活支援拠点の整備ということで、岐阜県においては現在の第4期障害福祉計画において、平成29年度、今年度までに市町村または各圏域に少なくとも1カ所の設置をというようなことで目標としておりましたが、現在のところ、1市1カ所というような整備状況になっています、この地域生活支援拠点の整備については。それを受けて県では、このような状況から、県では平成30年度から始まる第5期の計画においても同様に積極的な整備を進めているところです。

この拠点の目的というのは、障害者の方が地域で生活することを支援することを目的というふうにしています。この拠点整備の内容の中の機能というのは5つあるんですが、1つは相談の機能、基幹相談センターというものです。2つ目は、緊急時の受け入れ体制の確保というようなことです。緊急時に、短期入所を含めた緊急の受け入れ体制の整備。3つ目が公民館や空き家などを活用した体験できる場、共同生活を体験したり、ひとり暮らしを体験するというようなもの。4つ目が専門的な人材の確保、それから5つ目が地域のそういう取り組みといえますか、体制づくりということになります。

そこで、当市の進め方ということで、先ほどもくまがい議員さんがおっしゃられました瑞穂市の障がい者総合支援プランというのは、今年度、今策定中で、ほぼ策定が完了してきています。これには、今年度、障害者の福祉計画と障害児の福祉計画が一冊にまとまったような計画を一つつくっています。その中で、先ほども言われました地域生活支援拠点整備ということで、国のほうが平成32年度末までに市町村または各圏域に少なくとも1カ所整備しなさいということになっておりますので、瑞穂市としても少なくとも1カ所の整備を目標として頑張っていこうというような意味になります。

御質問の市内で1カ所、平成32年度までということですが、実は2月26日の策定委員会の中でこの点が審議になり、市内で1カ所、または岐阜圏域で1カ所というふうに変更になっています。その理由というのは、先ほども申しました緊急時の受け入れ体制の確保ということで、市内の状況を見ますと、短期入所ができるような施設がないということで、広域連携をある程度図っていかねならないというようなことで、または岐阜圏域というふうに入ってきました。

それで、御質問の最終的なところですが、どのように進めていくかということですが、平成30年度以降、この策定にもかかりました障害者の自立支援協議会というのがございます。その中に、暮らし部会、子ども部会、相談支援部会というのがあって、各年に10回ほど会議を設けています。この自立支援協議会というものをさらに強化して、医療にかかわる方とか、ケアマネにかかわる方などに入っていて、ここの中で協議をして進めていくというような方向を示していますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変わかりやすい答弁でしたけど、はい、わかりましたというわけにはいきません。

それで、今の御答弁だと、最初の案からは後退したということが1つ、つまり市内に1つつくりますという原案だったのを圏域も入れたわけですね、厚労省が言うとおりに、広めちゃったわけ、薄めちゃったわけ。それで、理由は、市内に今ないからと、大変おかしいと思います、ないからつくるわけで、これが1点。

それから、もう一点は、自立支援協議会って、これは市が持っているわけですね。年に10回も開かれているというのは知りませんでした、これを強化していくということですが、今の説明はとてもわかりやすかったんですが、私の質問の結論は、市内に今後どうするんですかと。その答弁をまとめると、圏域内で作りたいという意味ですよ。圏域か市内にというふうには薄めたと言われますが、市内につくるつもりがないから圏域という言葉を入れたんだろうと思います、恐らく。それでなければ圏域という言葉を入れなくて済むわけですから、もとのとおり市内だけでいいわけですから。

で、問題は、瑞穂市の困窮者、貧困だけではなく、非常に発達障害、障害者というのでそこまで困る状態になっちゃったというのが大きいわけですが、瑞穂市の家族を、これは一般質問でしますが、かなり追い込まれた状態にもかかわらず、県も入り、瑞穂市は何をやっているんだということになったにもかかわらず、圏単位といいますか、圏域ですね、正確には、圏域まで広げて1カ所にしたと。

最初から、12月議会の段階から、県に相談します、県の指示を仰ぎますという御答弁でしたね。そのときに私は、瑞穂市でそういう事態が発生したんだから、瑞穂市としてどうしたいということがあるべきだと申し上げたんですが、今のおよそ3カ月後の御答弁を聞いても、市の福祉行政の過ちと言ったらいいんですかね、おくれと言ったらいいんですかね、それをこれを機に何とかしようという姿勢は全くないように思いますが、ここは市長にお尋ねします。

瑞穂市の福祉のおくれが端的にあらわれた事例だと思うんですが、瑞穂市の福祉が、特に障害者福祉って、前々福祉部長も言っていました。福祉部長をやめて社協に行ってから、こんなに瑞穂市の福祉がおくれているって初めて知りまして、社協へ行ってから。特に障害者福祉はおくれています。私に親が変われば子が変わると言った人ですけども、今回の福祉部長さんは、初めから事の重大性をずっと理解なさったと思って、個人的には非常に進んだなと思ったんですけど、きょうは市としての施策を問題にしているわけですから市長にお尋ねします。このおくれを何とかしようというお気持ちはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほどくまがいさんが質問されました地域の生活支援の拠点ということで、市、または圏域に1つという点についてちょっと御説明しますが、緊急時の受け入

れ体制ということで、その緊急時にうちの市内にそういう短期入所ができるような施設がないということから、近隣の市と連携して当番制をしくなり、緊急時の対応の受け入れを図るといような意味から申し上げただけで、市で1つ設けるのを後退したという意味でもございません。

また、この緊急時の受け入れ体制というのが、今、議員さんがおっしゃられている事例にぴったり合うかといったら、それもちょっと難しい側面がございますので、その親子ともがそこに一緒に暮らせるような、そういうような緊急時の受け入れ体制ではないということも御理解していただきたいということと、もう一点、今回のその事例についても社協に丸投げをしているということでもありませんので、その点もよろしく願いをいたします。

最後に、この事案についても、新しいそういう居住の場所の確保についても、この3月末までぐらいには最大限努力をしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 2つ言われましたね。緊急的受け入れの要素がないって、だってつくればいいじゃないかと思うんですけど、瑞穂市で。例えば、そこの拠点をつくって、そこに相談体制や緊急受け入れもあわせて持たせるということが全く無理などは思えないんですけど。

それからもう一点は、3月末までに努力すると、3月末までに、まさか予算がつくわけじゃないですよ、どういう意味ですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今言われました御質問の中で考えられるとするならば、当市のほうで当市の資源であります生活訓練所というの、そういうものの一つには考えられるのではないかということは思います。

また、3月末までに居所を努力するというのは、借りていただけるような空き家を確保していきたいという意味でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ふれあいホームみずほで緊急的受け入れをするという意味ですね。ふれあいホーム……、ちょっとごめんなさい、わかりませんでした。もう一度お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほどのくまがい議員さんがおっしゃられました市でつくればいい

んではないかというような緊急時の受け入れ施設というのが、ふれあいホームみずほもその中の一つになるようなこともあるのではないかという意味です。

もう一つ、今回のその事例については、新たに居住される空き家の確保に最大限努力をするという意味で、空き家を借りられるのは御本人たちというふうに御理解をしていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 1つ目は私の解釈と同じだったと思うんですけど、ふれあいホームみずほが緊急時の受け入れにならないかというのと同じじゃないかと思ったんですが、ちょっとこのことは、私、一般質問でも通告していますので、あとは一般質問にします。

それからもう一つは、今申しあげました公民館事業ですね。先ほど申しあげましたが、何でもコミュニティセンターの1カ所にだけ早々と設置し、公民館には設置しないのか。そして、総合センターのOA室という非常に借りるのが高いところに何でもわざわざ設置したのか。今後、公民館にはどういう計画を持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今のWi-Fiの御質問についてお答えさせていただきます。

Wi-Fiのほうなんですけれども、今、無線LANとWi-Fiというものとあるんですけども、私どもの市の公共施設の建てかえ等とか、計画がありますよね。そういうところの中で、また一緒に考えていくということとか、あとWi-Fiとか無線LANというのは防災のほうでお金がもらえるんですね。その辺で、今、総務部のほうと研究をしているというところもあります。

本田コミュニティセンターと市民センターにはついているんですけども、今後、また全部のところにつけていくべきなのか、それともWi-Fiを選んだほうがいいのか、無線LANを選んだほうがいいのかとか、あとセキュリティーの問題だとか、そういうのがいろいろありますので、なかなか難しい問題があります。いつもは会館等の利用者が使ってもいいものなんですけれども、有事のときには切りかえてやる。そのときに、また巨額な保守点検料とか何かがかかってくるといけませんし、そういうこともあって、できるだけ会館の利用者だけということではなく、そういうときにも使えるような形でということで、ちょっと大きく考えているというのが事実なんです。

それで、総務部のほうとも一遍研究していきたいと思っていますので、ちょっとお時間をいただけないかというふうに思っています。

いろいろと学校施設のほうでももらえるものもあるんですけど、やっぱり限られた規定の中でしか使えませんので、防災のほうでいい特典等、それから学校の中でいい点、それから建物に

よってまた違ってきますので、市民センターとか巢南公民館というだけではなく、いろんなところで、教育委員会の施設はたくさんありますので、そういうところでも考えていきたいなあというふうに今思っているところがございますので、もう少し、申しわけないですが、お時間を下さいということで御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 御理解いただけません。今、幾つも理由を言われましたね。だったら、なぜ2カ所つけたんですか。そして、今、なぜほかに、特に公民館は生涯教育の拠点ですよ、そこにつけないんですか。今、幾つも幾つも理由を言われた、補助金をもらってからとか、だってもう既に2カ所つけたわけでしょう。私は全体計画を聞いているんですよ。

やっぱり非常に全体計画が瑞穂市はない。その場、その場で、いろんな理由で、その中には行政の判断違いもあるでしょう。先に総合センターのOA室に、借りるのが高いところにつけちゃったり、そういうところでなく、本田コミセン、コミセンが3つあるうちの1つだけにつけちゃったり。

じゃあ、お聞きしますね。なぜ2カ所は先につけたんですか、どうぞ御説明ください。今言うような理由で、今後、公民館、生涯学習施設にはすぐにはつけないと、検討します。なぜその2カ所は検討しないですぐつけたんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） OA研修室というところはパソコンで、もともとは無線LANとかという時代じゃなくて総合センターが建っていたわけなんですけれども、それも無線LANもなかったというところでした。それで、それからだんだんOAを使ってみえる方が見えまして、無線LANをとということになってきて設置したという流れがあるんですけども、実際、今Wi-Fiのほうもそうなんですけど、いろんな企業のお店の中でもWi-Fiを設置されていますけれども、いろいろとセキュリティーの問題だとか、犯罪のこととか、いろいろと難しい問題があるんですよ。ですから、そういうところも考えていって、公でやるならば、やっぱりしっかりとしたものを設置しないといけないということもございますので。当初はそこまではというところがあったので、またニーズに、御要望にお応えして設置していた経緯はありますが、今後、その設置するにおいてはそういうところも考えていかないと問題があるのではないかとこのように思っていますので、お時間をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 本田コミセンの経緯を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 本田コミセンのほうも部屋のところで使っていきたいという話があったので、それほど時間的には差はなかったと思っています。ですから、今のような犯罪が出てくるとかということではない時代でしたと思うので、私はそういう流れで来たと理解しております。

ですから、今後は、今あるそのものに対してもフォローしていかないといけない経費だとかかかってくるかもしれませんし、そういう点も見ていかなきゃいけないと思っていますので、ちょっと時代が変わってきたことによって、また対応していく様態が変わっているということとか、万が一のときには防災のときにも使えるようなものということで、単純に今いる利用者のためにということだけではなくということ考えているところがありますので、御理解願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 百歩譲って今の理由だとしましょう。そういうようなことをもとに、どうして平成30年度からの設置計画がないんですか。公民館にやる、巢南地区なんか一つもないわけですよね、お答えください。

全体計画が問題なんです。ぱらぱらぱらぱらつくって、必要ではないというか、みんなが一番使える、そして法的に生涯学習施設であるところにはつくらないと、そういうことが問題なんです。

じゃあ、全体計画はいつつくるわけですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） その計画ですけれども、おっしゃるとおりで、これからというか、今、総務部と詰めていくわけなので、総務省のいろんなメニューとか、いろいろあります。そういうものも勉強しながらやっていきますので、今、何年度に全部つくんだとか、そういうことはできませんけれども、計画に関しては、これからまだ勉強していく最中なので、今ちょっとはっきりとは言えませんが、お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） つまり市民協働団体を、市民協働、市民協働と合併してからずうっと高々と掲げているのに、市民協働団体、市民協働ですね。生涯学習をして、しっかり社会的活動、公益団体をつくる姿勢というのがないんですよ。

もう一つ、そういう団体をつくる、市民をつくる、育成する姿勢もおくれているし、そして市内にパソコンを使えるところが今ありませんね。一つもないんじゃないですか。前は、これ

は何年ぐらい前でしょうね、10年以上前ですか、市民センターにありましたね、玄関のところに。あそこをなくし、それから図書館の中にも2台ぐらいありました。あれもなくしましたね。今ありますか、どこかに。じゃあ教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、図書館とか市民センターのほうには、誰もが使えるインターネットというのはいないです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ということで、誰もがパソコンを使える時代です。子供たちに何億もかけたわけですよ。その多分おじいちゃん、おばあちゃんの世代だと思うんですけど、今の子供の親は使えるものですね。でも、私の年代ですよ。パソコンを使えるようになりたい人が大勢いるんですよ。それもネットの情報は非常に貴重なんです。これで市民が今は育つのに必須です。必須なスキルなんです。パソコンを買ったって使えないんです。

ということで、おくれはおくれのままだということを2点にわたって認識を求めます、おくられているということ。

予算は、削ればよいというものではなく、出るを制するも大事ですが、おくられていることには予算をつけなければなりませんという姿勢がない予算だということが私の目からはよくわかると。今後、せめて来年度に向けてぐらい、計画をきちんと立ててほしいです、本当に市民協働、生涯学習を思っているなら。思っていない証拠になっちゃいますね、これでは。

もう一つ、予算については市の全ての施策、事業について質問できると。国会でもそうですね、延々とやっていますが、森友とか、加計とか、その観点から申し上げますが、小・中学校費というお金に何億も使っていますが、この中に余りに細かいので出てきませんが、卒業式のお金というのもあると思うんですね、卒業証書とか、もちろんイベントになるわけですからね。この卒業式のやり方についてだけ、ちょっと質問させていただきますが、卒業式に私たち議員って全部出たと思うんですが、卒業式を告示するところとしないところがあると。瑞穂市は、前はちゃんと告示していた。コクジのジの字は、示すという字と、辞書の辞、挨拶という意味と2つあるそうですが、どちらでもいいんですけど、告示というのを言うところと言わないところがある。瑞穂市は、昔は言っていたそうですね、ちょっと私、覚えがないんですけど。瑞穂市、今は全然ない。こういう姿勢が恐らく教育委員会、たまたまことしの穂中は教育長さんも見えたわけですが、教育長さんの来賓席というのは県会議員の後ろですよ。そして、はなむけの言葉もないと、こういうことによくあらわれていると思うんです。

で、教育に対する政治的な不当な介入というのは、これ、国と全く同じだと思うんです。国は、加計学園も……。

○議長（藤橋礼治君） くまがい君に申し上げますが、議案の内容とは大分離れていきますので。

○16番（くまがいさちこ君） そうですか、全ての事業についてお聞きしたいんですけど、だめですか。

〔「簡潔にやらないかん」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） はい、簡潔にいたします。今、いい助言をいただきまして、ありがとうございます。簡潔にします。

そういうことで、瑞穂市は何で告示をしないのか。そして、教育委員会の祝辞がなくて、県会議員が毎年言うのか。周辺はどうなのか。今後、どのように、私は改善してもらいたいですよ。政治家の不当な教育に対する介入より、教育はちゃんと教育委員会が仕切ると、元締めになるというふうに変えてもらいたいのので、どれだけいろいろあったかは言いませんので。

以上、簡潔に申し上げますので、以上です。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 全部はしよりますから、済みません。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 中学校の卒業式は、まずもって、御参列いただきましてありがとうございました。

今度、また小学校も残っておりますが、中学校卒業式は私も参列しまして、告示がないという話題にはなりました。告示については、学校及び教育委員会の判断で実施するかしないかは決めます。

くまがい議員が言われたように、コクジのジには、示すという字と、祝辞とかという挨拶の辞を使う告辞がございます。それは設置者等が決めてやればいいわけですが、示すのほうを使うのは法的根拠に基づいて行うものでございます。中学校の卒業式、小学校も含めてですが、卒業式で告辞をしなければならないという法的根拠はございません。大学等においては、学長さんが示すを使った告示をされることがございます。小学校、中学校でもし行うとなれば、挨拶の辞を使った告辞を行うことになるかと思っておりますが、各学校において卒業式をどのように行うかというのは学校の裁量に任せております。そういった経緯の中で、私が着任する前に教育委員会と校長会でよく協議の上、なくしてきたという経緯があると考えられます。

ですので、ここで今やれということではできませんが、学校の独自性というものも大事にしながら、子供たちが主役となる卒業式を今後も続けていきたいと考えておりますので、教育委員会としては告辞を行う予定ございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変すっきりしたお答えでございました。にもかかわらず、ど

うして私がもう一回聞いちゃう、聞かずにおれないかというのはわかりますね。政治家が不当に目立っちゃっているわけです、卒業式以外もそうですけど。これをせめて整理していただきたいんですが。政治家が祝辞を言うんだったら、教育長さんが言うほうがよっぽど正しいと私は思うんですけど、教育長さんは答えにくいですよ。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 私の席次が2列目にあるのは、出やすい配慮を各学校はしておってくれるからでございます。出やすい場所におることによって、私も非常に楽に登壇できるというのがございます。

整理してほしいというお言葉でございますが、本年度、御案内のように、秋に行われました小学校、中学校の運動会及び体育大会において、昨年度までは市長さんも、また県の議員の方にも、それぞれの学校で御挨拶をいただきましたが、やはり競技を中断することもありますので、子供たちの学校の行事であるということで、開会式に出席していただいた学校においてのみ御挨拶をいただくようになりました。

卒業式についても二つ三つかけ持ちされるわけではございませんので、せっかく市のトップの方、あるいは市選出の県議会の方が来賓でお見えであれば、その学校での祝辞をいただくのは当然のことであると私は思います。

ですので、私に教育委員会を代表して挨拶するのがいいんじゃないかという御配慮をいただきましたが、来賓という形で御挨拶をいただくお二方については、私は自然の流れだと考えておりますし、教育委員会は、どちらかという和学校側になりますので、ですので、そこでの祝辞というのは若干違和感を感じずる部分がございますので、そのように判断していただければありがたいと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 1ミリ改善したにすぎません。私のこの発言の趣旨をもう一度まとめます。

議員が、政治家が教育の場に、教育委員会を差しおいてですよ、議員がいなかったらいいんですよ。教育委員会も、もういいですよと言うなら、私、こんなにこだわりません。でも、議員さんですね、私たちのお仲間ではない議員さんですけど、毎年毎年、競技を中断するのはやめたというのは1ミリの改善と、0.5ミリの改善と受けとめます。議員に挨拶をさせるなら、教育長さんが、おめでとう、頑張ってくださいとやるべきであって、それは改善してもらいたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。教育長は言いにくいと思うんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 昨日も、実は私たちも穂積北中学校で礼服が必要だったのかどうかとい

うところで、やはりそういった話があったんですが、私自身、そのことにつきましても、以前の教育長さんのときに、主催者側は礼服、ですから、市長、そして副市長、そして教育長、それから教育次長という方々は、主催側として礼服というふうの取り扱いでございました。その中にありまして、祝辞を述べられる県会議員さんはどうかということになりますと、御来賓ということで、それは普通の背広といいますか、礼服ではないという状態でございました。

そんな中に、恐らくくまがいさんがおっしゃられる部分も多少は隠されているのかもしれませんが、やはり先ほどおっしゃられたように、来賓として言うことであれば、議員さんが御挨拶をされても、それはやむを得ないと思いますし、ただ、本当に主催側としての挨拶ということになったら、ちょっと問題があるかなとも、そのように判断、私は思いますが、ただ、私も以前の教育長さんがやっておられたやり方がそういうふうだったということをお伝えするしか、私もそれなりのしっかりとした根拠があるわけではございません。

ですから、もしもくまがいさんがそのようにお考えであれば、これから一生懸命、みんなでいろんなところの情報を集めて研究するだけの価値はあるかもしれないなと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

〔「時間延長をしないかね」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 40 分

再開 午後 4 時 50 分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 卒業式費というのもちやんと予算の中にあるはずなので申し上げます。適切に、私、判断してもらいたいと言われましたが、行政に、教育委員会と市長部に申し上げます。適切に御判断ください。今後、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第23号、平成30年度一般会計予算について質疑をしたいと思います。

この平成30年度の予算というのは非常に大事な項目でございます。したがって、各議員の皆様

さんがこうやって総括質疑をするということは、私は非常にいいというふうに考えます。

で、この時間の節約という話が出てきますけれども、これについては今後の課題だと思うんですね。私は、決算委員会とか予算委員会、そういった特別委員会、これの中でしっかりやっておけば、こういった総括質疑の中ではある程度時間が短縮できるのではないかというふうに思っております。

それでは、質疑をいたしますけれども、平成30年度の予算というのは、先ほどからいろいろ皆さんがお話をされているように、当市始まって以来の最大規模の180億円近くになると、これは一般会計ですね。特別を入れれば247億近くあるわけですが、こういった予算の中でございます。

かねがね副市長は、当初予算編成の中で当初予算については不要不急な事業はやらないということで、どうしてもこしやる事業を入れるよというような話の中で今までずっと来ておりますけれども、今の傾向を見ていると、補正予算の中でどんどんお金を入れてくるわけですよ、こういう事業をしたいとか、何とかといって、これは当初の説明とはかけ離れている、全く違うというふうに考えざるを得ないというふうに思っております。

平成30年度の予算編成の方針では、かねがねスクラップ・アンド・ビルドと言っておられますけれども、今言いましたように、180億円近くの予算だということでございます。これは私が思うのは、平成31年度4月には市長選挙が上がってきますね、来年。ですから、この予算規模がふえてきたと考えざるを得ないというふうに思っております。

かねがねスクラップ・アンド・ビルドということを言われていますので、この30年度予算をつくったときにどんな事業を廃止したのかということ、まず1点お聞きしたいというふうに思います。

以下については議席のほうからいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

どんな事業をスクラップしてきたのかというようなことですが、そういった、この事業を今までやっていたけど、もうやめましたよということではなく、それぞれの事業を一度見直して削られるところを削っていくというのが一つでございますし、松野議員が言われるように、もうこの事業は必要なくなったんでやめていくよというような事業がスクラップというふうに考えております。

そんな中で、この事業を全部廃止したよというのは、私が把握している段階ではないと思っております。それぞれの事業に対して削られるものを削り、見直せるものを見直していくと。経費についても、実績の数字とか、そういった内容を見ながら整理していくというようなことをやってきたというのが今回の予算でございますし、当初の要求にはあったけれど、やはり次年

度へ送って、今年度どうしてもやらないかん事業ではないので、来年度、あるいはその後というように少し延ばさせていただくという事業を整理していつて今年度の予算と。今年度の予算は、何回もお話しておりますが、どうしても牛牧排水機場の整備は3カ年の事業でございますし、中学校テニスコート整備事業についても、今までいろいろな状況があつて整備をしなければならない年と。また、庁舎建設基金についても、一昨年は1億円の基金積みでしたが、ことしは当初予算から2億円積んでいくと。また、ふるさと応援基金についてもおおむね3億円積んでいくというようなことで膨らんでいるところでございますので、理解をしていただきたいと思ひます。

議員御指摘のように、スクラップできるものをまた考えていかなければならないと思つております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 各事業については、職員といいますか、執行部の中で予算編成時に見直しをしながら平成30年度の予算を出してきたということでございます。

先ほどある議員も言っていましたけれども、事業仕分けの話が出ておりました。これは私は、市民による事業仕分けをやらない限りは、職員でやっておつても何も変わらないということでございますけれども、事業仕分けというのは市民参加でやると。市民が主役になってやるということを考えているんですが、執行部としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今、私どもでは総合計画のほうに対して市民の方に委員に入つていただきながら、総合計画のほうのそういったチェック、事業に対してどうあるべきかというようなことで、ちょっと1年に全てを、総合計画をチェックすることはできませんので、3年ぐらいかけてとか、そういった、順次事業をチェックしながら見直していくというような手法で主要事業について行つているのが現状でありまして、瑞穂市の予算全て、今回、予算概要に上がつている事業一個ずつをやつていくというようなことはなかなか困難であると考えている中で、そういった総合計画の主要事業についてやつているところでございます。御理解願ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁を聞いていますと、第2次の総合計画に基づいて進めていくということでございますけれども、では、事業仕分けは市民参加ではないと、やりたくないという考えでしょうね。

先ほど副市長さんから多分お話があつたと思ひますが、包括外部監査で何とかかんだと言われましたね、中での事業仕分けといいますか。これは数年前に外部監査を取り入れて、非常に

大きなお金を使って、二、三年の間に多分やったと思うんですけども、これについての中身は補助金とか契約、こういったものであって、事業全体の仕分けといたしますか、監査といたしますか、そういうことをやっていないんですよ。

違いますか、副市長。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 確かに外部監査では補助金の見直しとか、契約の方法とか、いろいろ、それから公の施設の管理ということで意見をいただいて、皆さんの前でいろいろな仕分けをしたわけですけども、皆さんが言ってみえる仕分けというのが具体的にもしおありであれば、私もこの長い間、巢南のほうの宿直も減らしてきましたし、日直も減らしました。それから、これもいい悪いは別ですけども、イベントの日数も、巢南のフェスティバルも2日を1日にさせてもらった。これもいい悪いは別にして、これもある意味、皆さんの多くの意見があった中で一つの事業仕分けだと考えております。

ですので、今もきちんと皆さんと議論をするとなれば、行政改革がありますし、もしこんなことがという具体的にあればどんどんおっしゃっていただいて、私たちも見直せるものは見直していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと項目がたくさんありますから、次へ行きますけれども、予算書の38ページに穂積庁舎周辺で土地を購入したいということで8,631万6,000円、そのうち基金7,000万を使って、土地代としては7,280万ということでございます。基金は、公共施設整備基金を繰り入れると。現在、33億2,000万円近くあるわけですけど、そのうち7,000万使ってやるということでございますけれども、購入する予定地はどのような経緯で行ってきたのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問でございますけれども、今回、駐車場用地として購入を予定しておる土地については、購入に至る計画に入る段階の前で駐車場が足りないということは、市民の方もそういった実感として持ってみえたという、実際に台数のほうも本当に毎日、きょうも駐車場がほとんど詰まっておるような感じでございまして、そのことを地権者の方も御存じであったということで、事業用地として公共用地ならどうですかというお話を私どもにいただいて、お伺いしたところ、おおむね御了解を得たというようなことで、いただいたのは今年の初めごろでございまして、ただ、そのころにはまだ田んぼとして作付もされるということでございましたので、正式には収穫が終わった後にもう一度お話をさせていただくということで、10月の終わりごろだったと思いますけれども、お邪魔をいたしまして、おおむね

了解を得たというような経緯でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 昨年の初めごろからそういった話があったということで、初耳でございますけれども、あそこの土地については道路を挟んで北側ですよ。要は、この庁舎周辺からちょっと飛ぶわけですね、飛び地になるわけですね。私は、この総合センターの東、土地を買うんだっただけですよ。総合センターの東側、これが最適だと思うんですよ。そういったことのお考えはなかったのかということです。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほども申し上げましたとおり、庁舎周辺の駐車場の用地については、現在、404台の駐車が可能となっております。そのうち、実際に公用車であったり、職員の車であったりという台数を計算しますと、全体で509台ほどが、来庁者も含めてでございますけれども、必要であると。この509台のうち245台というのは、総合センターと市民センターに行事があった全ての行事の参加人数を平均して245台が必要であると算出しますと、先ほど言いました509台が必要であると。そうすると、105台が足りないということで、現状、市役所の職員は、穂積北中、それから図書館の駐車場、楽修館のほうへ移動をそのたびにしておるといような中で、どうしても私どもとしても駐車場の確保を計画的に進めていこうということで、まずは近いところと言われて、今のお話ございました総合センターの東においても、地権者の方へは何回か足を運ばせていただいております。なかなか御納得いただけない中で今回のお話がありましたので、割と近いところでございますし、職員の駐車場としては大変便利であるということも含めて購入させていただきたいというお話をさせていただいたところがございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 駐車場不足ということで土地を買いたいという予算が上がってきたということでありまして、庁舎の東側の横堤公園というのかな、あそこの利用方法は何かも考えていないですね。ある議員も以前に質問しておりましたけれども。

それからバスターミナル、そこも絵が描いてあったですね、車をとめるような格好で、ああいうところを活用する。そして、できないために土地を購入するんだと、そういう検討はされていたのか。横堤公園を駐車場にしてはどうですかという話があったですね。バスターミナルもありましたね。そこはどうなったんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今おっしゃいました公園につきましては、私どもも当初、こちらを

と、駐車場として一体的に、総合センターの駐車場と整備を考えたところでございますけれども、やはり総合センターに見えるお客様の中には、こちらを公園として子供たちと遊ぶ場所として使ってみえる現状もありますし、緑地帯として残す必要があるだろうということで、現在、公園のままで進めていくという検討をしてみました。

また、バスターミナルにつきましては、来年度より安八・穂積線のバス、それからみずほバスが増便されるというようなことで、ターミナルの活用は、これは間違いなく必要でございます。ただ、月山がございすが、そちらの活用方法について、現在、使える部分を使いたいと思っております。その部分については、先ほど申し上げましたとおり105台の、今回の購入をしても、おおよそ図面を引いてみますと43台ということでございますので、まだ五十数台部分が足りない状況であるという中で、バスターミナルのほうも活用を今後考えていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 横堤公園を利用している市民の方が見えるという話ですけれども、我々がよく庁舎へいろいろな用件で来たときに見かけないですね、あの公園を使っている方、これ実際に確認されているの。私は使っていないというふうに言っておるんですが、執行部として、利用されていますかね、市民の方、確認されているか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 何人が使われたという、その人数までは確認しておりませんが、夏場等は、こちらに見える方、子供さんと遊ばれる方もお見えになるのは事実でございますので、そのところは今後も動向を見ながら検討していきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 現在、109台の駐車不足ということで土地を購入したいということですが、新庁舎建設の話が条例もできて進んできておるわけですけれども、どこへつくるの。ここへつくるんだったら、そりゃあ要るかもわかりませんが、まだ何も考えがないと思えますね。職員による建設委員会か何かが発足以来、もう10回ぐらいやっているという話を聞きましたけれども、候補地も決まっておらんときに、わざわざ土地を買うんですか。私は、駐車不足であるんだったら、例えば平面じゃなくて2階建てなら2階建ての、大きいSCにありますね、2階建ての、ああいうような駐車場というのは簡単ですよ、土地を買わなくても。農協の穂積支店にありますような、ああいうふうにすればいいですよ。そういった考えはないと思えますけれども、次へ行きます。

次は予算書にありますコミバスと路線バスの関係ですけれども、23ページの総務費県補助金

の中で自主運行バス運行費県補助金154万4,000円が来ておりますけれども、これは自主運行バスですので、今までの3路線プラス1の4路線、これに対しての補助金だというふうに考えますけれども、この4つの路線のどの路線が該当するんですかね、補助金というのは。

29年度は補助金がなかったんですよ、これね。29年度は県の補助金がなかったんですよ、自主運行バス、何でこれ30年度は出てきたのか。どの路線が該当するのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在の3路線につきましては、国庫補助の対象になる路線というのは、合併前の市町村、旧巢南町と穂積町をまたがる路線については国庫補助対象としてなっておりますので、新しい路線も巢南地区を通ります。旧の呂久、それから七崎、居倉地区に行く部分についても国庫補助対象でございます。

そういう意味では、PLANT-6のほうを回る部分については旧穂積町を回っておるということで国庫補助対象にはならないということでございますので、県補助ということになってまいります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、牛牧・穂積線だけが該当するんですね。今度新しくできます馬場・十七条線、これについては県の補助金がないということですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいま申し上げましたとおり、馬場・穂積線については国庫補助対象ということで、県補助はないということでございます。

先ほどのPLANT-6へ行く部分につきましては、前年度につきましては県補助の金額が入ってございませんでしたので、今回、新たに県補助の対象としてなってくるという実績があるもんですから、初めて上げさせていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次は予算書の35ページですけれども、何で質問するんだということは、多分皆さんからあると思うんですけれども、私は産業建設委員会ですので、この予算については何も質疑ができないと、総務委員会におればいいんですけれども、ですから皆さん、大変御迷惑をかけると思いますけれども、時間を費やしてやっているということは大変御迷惑だと思いますけれども、自主運行バスの負担金、これは今まで4,500万近くでしたね。今回は1路線ふえて、早朝、夜間があるということで7,198万8,000円来ておりますけれども、この自主運行バスの4路線、これは多分路線ごとにこの負担金というのは違うと思うんですよ。これ

のはじき方について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） みずほバスの場合、ここ10年ほど、約1路線当たり1,220万円という限度額で岐阜バスさんとの協定を結んでまいりました。その中で、バス事業に対する、いわゆる安全性の確保とか、運転手の勤務状況の確保とかといったものを含めて、とてもその1,220万円では経営ができないということで、赤字をずうっと負担しておっていただきました。そんな中で、先ほど言いましたような国の方針が安全面に対するの指導があったという中で、岐阜バスさんの路線全てに営業の1キロ当たり幾らという単価で、全ての営業路線についてその単価を採用させていただきたいというお話でございました。

そういった中で、今進めておる3路線については、一気にそれらの金額になるのでは、なかなか私どもも財政負担も大きくなるということで、3年間で上げさせていただくというようなことで、来年度につきましては、3路線については3分の1、今、現行走っておる部分です。それから、増便する分と夜間の増便する部分の延長には、先ほど言いました営業単価を掛けた金額が今回盛り込まれておまして、先ほど言いましたように、そこから県補助、それから国の補助、それから利用者の負担の部分、これを引いた残りが7,100万ぐらいになりますけれども、こちらを計上させていただいております。

今年度までは1路線当たり1,220万円を限度額にして3,660万円でしたけれども、それを7,100万ほどに予算上上げさせていただく。ただ、これは先ほど言いましたように利用者の負担部分もございますので、乗っていただければその分は減ってくると、赤字部分の補填ということになりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3年間で何か緩和措置の話がされましたけれども、これは今回新しくできます馬場・十七条線の話じゃないですかね。現行も対象なんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現行の路線が3年間で営業の単価のほうへ持っていくということでございまして、新しい路線は、新単価で協定を結ばせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） データ的にちょっと古いのであれですけども、全国21のブロックに分けて運送原価を決めるということでもあります。東海地区においては、キロメートル当たり434円の費用がかかりますよと。収入は、キロ当たり374円という統計が出ておるわけですけども、そうしていきますと、この4路線で七千何万払うわけですけども、うちの運行バスは、

キロ当たり幾らになるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 協定の内容でございますが、キロ当たり351.43円で協定をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これはキロ当たり351円ということで事業者の原価になって、実車走行距離ではじいてあるわけやね。この負担については、国とか県からの補助金、あるいは運賃収入を引いて、そして負担するんですが、こういったものを引いた1キロ当たりが351円と、こういうふうで解釈してよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど言いましたように、運行経費というのは事業者がそのバス事業全体に係る経費でございます、それが351.43円でございます。そこからキロ数を、みずほバスの全路線のそれぞれの便ごとの、今回は夜間も走るわけで、そうすると距離が延びてまいります。その部分に掛けて、そこから県補助と、それから国庫補助を引いて、あとは収入を引いた残りが7,100万ほどであるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に路線バスの関係です。路線バスは、今、美江寺・穂積・岐阜線とか、大野・穂積線、2本だったかな、それから今度新しく安八・穂積線ができるわけですが、今回できます安八・穂積線についての運行ルートですが、瑞穂市、大垣市、安八町を通っていますね。この路線ができますと、できれば利用したいということで、数十%の回答率といいますか、九百何人のアンケートの中でそういった数字が出てきておるわけですが、PLANT-6とか大垣桜高校の利用率というのは、私はある程度高いというふうに思いますね。そういった中で、この2市1町の負担割合、これはどのようになっているのか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、その負担割合について安八町と協議中でございますけれども、基本的には、現在、大野・穂積線が穂積駅へ乗り入れております。こちらについて均等割と、それから穂積駅からそれぞれの市町までの距離割、そして利用者割という3段階で、今、負担をしておるということで、今回の予算でいきますと、約250万ほど計上してございますが、そちらをもとに、今、安八町さんと協議をしております。ただ、利用者割というのがまだ確定しておるわけではございませんので、暫定という形で現在協議をしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば安八・穂積線ですと、瑞穂のPLANT-6までが1乗車区間と、それから表に3つに分けてあったですね。一番向こうが安八温泉ということで、料金が違うんですね。200円、200円、何とかとあるんですけども、この料金設定の話ですけども、例えば大野・穂積線の中で、モレラ経由でいきますと、モレラからJR穂積まで来るには440円ですね。これは、瑞穂市はモレラは市内でございませんで、瑞穂市の市内ですと、馬場春雨町からJRまでは190円ですね。今回新しくできます路線、安八・穂積線は、JR穂積駅から朝日大北は170円、JRからPLANT-6までは300円、JRから最終の安八温泉までは550円というふうに料金設定がされております。

お尋ねしたいのは、安八・穂積線で、なぜJRからPLANT-6までが300円なのか、これは瑞穂市内ですね。これは3つの方式があって、区間が切ってありました、1乗車当たり幾らというのは。最初の1乗車当たりは、位置としてはJRから朝日大の北へ行っていますので、市内を走っていますから、私は同じ料金でいいと思うんですね。別に170円と言いませんけれども、300円にする必要ないと思うんですね、PLANT-6まで。

大野・穂積線ですと、馬場春雨からJRまで190円ですね。公共交通の中でどんな話がされたかわかりませんが、この4月からすぐ運行ですので、そこら辺の料金の見直しというのか、これは相手は民間ですので一概に言えませんけれども、例えばこの市内を走っていますコミバスは100円ですね。ここら辺も、やはり路線バスの市内の料金とコミバスと、私はそこら辺は整合性を持たないかんと思うんですね。そういった検討はされたのか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 私ども、コミバスの場合は100円ということで、路線の編成に当たりまして今回の協議の中で、先ほど言いました負担割合が岐阜バスの場合、先ほど言いました1キロ当たりの単価でございまして、まずそれぞれの路線が、今回の安八線については名阪近鉄さんでございまして、みずほバス、それから大野・穂積線については岐阜バスさんの営業ということで先ほどの単価が決まっています。ですから、事業者が違うということと、料金設定もそれぞれの算定方法が違うということで、おっしゃるように単価が違う部分についてはどうするかということでございまして、営業路線については、全体の中で経費もそれぞれ違うということから、その金額をこうするという事は私どもはできないんです。ただ、それを補填するという形はできるということでございまして、ただ、その方法についても、今、大野・穂積線については、全くそのままの金額でございまして、安八について向こうが走らせるについては、そちらとの整合性を図りながら考えていかないかんということです。

そういう中で、今後どういうふうに安八路線も含めて利用していただけるかという中で統一するんであれば補填額が変わってくるわけ、例えば距離でやった場合、幾らにするか。例えば

100円にしたとしたら、その赤字部分はいずれにしても市が負担していくということになりますから、そのところはどれだけの方が利用していただけるかということと、特に乗降される方がサラリーマンである場合は通勤手当のほうで支給されるというようなこともあって、現在の大野・穂積線についても、そういった御意見は今のところ聞いていないという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと次へ行きましょうね。

次は、別府南の駅前の公民館の話でございます。これは予算概要の7ページでございます。ことしの夏ごろまでに筆界特定制度を活用して解体をするというようなことでございますが、この1,346万4,000円の計上についてはどのような経緯で計上されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 駅前の駅南公民館につきましては、議員の方々も御承知のとおり、もう数年来にわたって交渉を進めてきたわけでございます。特に近隣の方がこの公民館の取り壊しについて、筆界が公民館の下に入っておるということを主張されてまいりまして、それが解決できないと壊すことは相ならんというような中で、駅前の開発がここ2年あたりずうっと、JR拠点化構想の中でワイワイ会議やら、そういった中でも、やっぱり駅南公民館は危険だと。火災があったり地震があったときには大変危険だということを近隣の皆さん、住民の皆さんが訴えられてみえますし、そういった中で私どもは、今年の夏から積極的に地権者の方に接触して、お願いをしてきたところでございます。

そういった中で、一般質問の中でも御答弁させていただきましたけれども、まずは第三者によって筆界を特定していただくということで、そのためにまず測量を行いまして、土地家屋調査士のほうに、筆界特定制度を使うためには測量が要りますから、隣地の方の立ち会いが要ります。それを先月やっただくということで御本人に、隣の公民館との隣地の方も御通知を申し上げ、また御自宅のほうにも上がって、ぜひ立ち会いをしていただきたいということで行ってきたんですけれども、なかなか立ち会ってもらえないという中で、先ほど言いましたように、そういった声を聞く中で、私どもとすると、もうこれは喫緊に壊さなくちゃならん。なおかつ、駅前の混雑を見ますと、特に公共の土地がなかなかない中で、駅南の公民館の敷地というのは大変有効活用ができるんじゃないかということで、その説明をまずは住民の方に、今まで交渉してきた内容とか、そういったことをわかっていただこうと思ひまして、駅南の3自治会長さんのところへお伺いをしたところ、自治会としてもずうっと困っておるので、自治会長3人で御本人のところへ行くわと。もしも、それが自治会のためならということで御了解

が得られれば、それはすぐにでも私のほうは壊そうと思ったんですけど、境の問題でどうしてもだめだという御返事をいただいて、今回の予算については、そういった駅南、駅の開発も含めてどうしても30年度には壊さなくちゃいかんということで、いろんな方法で話をさせていただいておったんですけど、ただ境のほうは、先ほど言いましたように問題、御本人の主張は筆界が問題だということで、私どもは法務局のほうに筆界特定制度の申請をさせていただくという運びになっております。それが来年度の6月から7月ごろにはその筆界が特定されてきますので、そのときにどこの位置に大体来るのかということ判断させていただいて、現在のところ、それをもって取り壊しのほうの了解を得て進めていきたい。そのために、今回、予算を組ませていただきましたが、いずれにしても、地元住民の方の説明会も今後開催を予定しておりますし、御理解を願うためには、やっぱり何回も足を運んでお願いを今後もしてまいりたいと思います。

そういった中で、筆界特定制度を使って御本人のほうに筆界を了解いただく手法をまずとって、それをもってして取り壊しにかかっていこうというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務委員会の協議資料の中で、平成29年3月に第3案ということで筆界でやめようと、こういうふうになっております。それに基づいて地権者といろいろお話をされておたけれども、なかなか立ち会ってもらえていないということで、最終的にこの制度をして取り壊しといいますか、この運びになったわけですが、この制度を利用するという事は、これまでの土地の境界のトラブルというのは、通常、相手が非協力的だったり、話し合いに応じてくれなかったりした場合、裁判で争われる方法がとられていました。解決までに結構時間がかかりますよと、1年とか2年かかりますよということで、費用の負担も多くなるということで、今回、筆界特定制度を導入して工事をすることによってございませけれども、私が不安に思っているのは、この筆界というのは法務局の登記で定められた区間として定められているため、土地所有者の意見や隣接する土地所有者同士の交渉によって変更できるものではない。また、筆界特定制度は、土地の境界を明らかにするためのものであり、土地の所有権の範囲を特定するものではありません。ですから、所有権をめぐって裁判で争われることもありますよといっていますので、そこを心配するわけですが、そこはよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 議員の御指摘のとおり、所有権の確定をするものではございませんので、あくまで筆界特定制度の境をもって第三者で見たらここだということで、お互いに合意がなされないと、それは所有権の確定にはなっていないというのは私どもも存じ上げておりま

す。ただ、どこに来るかという、第三者の今の資料をもってして調査した結果、ここだということを示していただけるということだけでも、私のほうはそこから交渉の余地はあるかと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この件については行政にお任せしますけれども、例えばこの撤去をした跡の土地の利用、これはどのように考えているか。

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君に申し上げますが、今、私、見ましたら、まだまだこれ10議案以上残っておりますので、松野さんの質問等はよくわかりますが、もう少し簡潔にお願いできたら後の議案が進んでいくんですが、その点、よく御理解を願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最初の質問席の中で、冒頭でお話ししたように、これは非常に大事な予算案ですよ、予算ですので。私は総務委員会じゃございませんので、予算について何も言えないというのが実情だと思うんですね、審査するのは。で、特別委員会をつくってはどうかという話もさせていただきましたけれども、それだけ皆さん、各議員は、やっぱり心配しているのは関心があるんですよ、これはね。そこで、時間制約というのは一般質問ではありますけれども、1時間とあります。総括も1時間という話、さっきでしたかね、1時間とか、何かあるわけですが、これは非常に、議長さんの気持ちもわかりますけれども、それを踏まえて質問をしていきたいと思います。

29年3月でしたか、庁舎の建設についての基金条例ができましたね。庁舎建設積立基金条例が公布されております。2億円を積み立てますよということになってくるわけですが、その中で公共下水道はどうなってしまったのかと。22億円あるわけですが、この積立金というのは今後どのようにしていくのか。それから、公共下水というのは今後進めていくのか、もうやめるのか。ちょっと一括して質問します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 下水の基金についてですけれども、今、22億ほどたまっております。これに関しましては、一般会計、今後、下水が進み始めますと起債を借りることになります。その起債を借りるのが重なってきますと、今後、償還のほうも重なってきます。そうすると、一般会計からの繰り入れというものがふえてくることになりますので、それを平準化するために、今、ためられるときに基金をどんどん積み立てているわけなんですけれども、ことしに関しましては49万という利息のみとなってしまっておりますけれども、今後も、引き続き基金については積み立てていきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） まだまだ議案がたくさんあるということですので、ここで終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第24号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第24号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

国民健康保険事業特別会計でございますが、お尋ねをまず1つ目でございますが、していきたいというふうに思います。

30年度の予算を見ますと、保険税が約10億4,800万円、予算で出されておりますが、これは1人当たり平均の保険税といいますと幾らになるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 30年度の国民健康保険税でございますけれども、一般の被保険者の分として10億4,846万4,000円ということですので、割る見込みとしまして、一般保険者のほうを1万600人ということで見込んでおります。単純割りになりますけれども、約9万8,912円ということになります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に平成29年度、昨年といいますか、29年度の1人当たりの保険税の調定額でございますが、確認をさせていただきたいなというふうに思いますが、幾らになっておりますか、1人当たりの保険税の調定額。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 29年度の調定額ということでございますが、手持ちで厳密にお答え

できる資料は、ちょっと持ち合わせておりません。申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと残念だなあというふうに思うんですね。これまでも、都道府県化に当たって保険税が上がるのか上がらないかという議論をしてみいましたね。私、そういう点では、今出されておる予算が国民健康保険税は1人当たり幾らになるのかと。さらに、これは去年と比べて上がるのか下がるのかということは質問して、これは当然のことだと思うんですけども、答えられないというほうがちょっといいのかなあというふうに思うんですけど、ちょっと残念だなあというふうに思います。

それで、これはこれまでそちらからいただいております資料で計算をしますと、加入者の数も違うわけですけれども、保険税が29年度と比べますと、1人当たりの保険税はマイナス4,375円、これでいいかどうか確認したいと言っても多分確認できませんとおっしゃるんで、改めて、これは大事なことです。きょうお答えいただけないということでもありますけど、御返事をいただきたい、それはね。そんなに難しいことではないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからもう一つは、私、総括質疑の中で申し上げましたけど、基金を5,000万円繰り入れる、こういうふうになっておりますわね、予算案で。そうしますと、保険税の値上りを、つまり来年度の都道府県化に当たって保険税を値上げするのを抑えるという基金の活用の仕方というふうになるわけですね。それもそのとおりだというふうにおっしゃいました。

そこで、保険税の値上げを抑えるということであつたら、前回の12月議会のときにも申し上げましたけれども、資産割を6年間にわたってなくしていく、3方式にするわけですけれども、減税になる人たちは、まだそれでもいいというふうに思いますけど、ところが増税になる場合があります。これは何回も私は言っております。資産のない人たちにとっては増税になるわけですけれども、30年度に増税になる世帯が一体どれくらいあるのかと。また、増税額は一体どれくらいになるかということはお答えしていただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） これも申しわけございませんが、厳密なお答えということになりますと、なかなかはっきりとこういうふうですということが、想定の数値ばかりで算定をしておりますので、残念ながらどれくらいかというところを申し上げられるような資料は、申しわけありませんが手持ちとしてはございませんので、また先ほどと同様、後ほどお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ、後でも結構ですけれども、お知らせいただきたい。

私、やっぱり増税の世帯に対して、これ値上げをするのかということ、そういうふうにはしないというふうに思いますけれども、まず実態がどうなのかと。実態が、いかどうかということは別にしても、実態がどうかということはきちんとつかんでいただかなきゃならないというふうに思いますね、この問題ですね。ですから、ぜひ後からでもお答えをしていただきたいというふうに思います。

以上ですけれども、終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第25号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第25、議案第25号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第26号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第26、議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

1つだけ、どうしてもお伺いしたいというふうに思います。

学校給食費の負担が重いというのは、多分皆さんも一致されるところだと思いますけれども、学校給食費を払えないという問題ですけど、一体どれくらいの世帯で払えていないのかと。あるいは、払えない世帯の所得の特徴、どのようになっているかと。細かい数字はいいと思いま

すけれども、その特徴がどのようになっているかということをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の小川議員の御質問でございますが、手元ございません。済みません。また、その辺を調べさせてもらってお答えさせていただきたいと思いますので。

ただ、給食費ですけれども、低所得者の人とか生活保護とか、そういう方に対してはちゃんと生活保護のほうで枠とかがありますので、そういう点では大丈夫でございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 総括質疑でお尋ねすることについて、私、当然の質問だというふうに思いますけれども、ぜひ、後からでも結構ですけれども、教えていただきたいなあというふうに思います。

また、この問題については落ちついて議論をさせていただくことになりますけど、まず実態がどうかということは教えていただきたいなあと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第27号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第27、議案第27号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第28号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第28、議案第28号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第29号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第29、議案第29号平成30年度瑞穂市水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第30号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第30、議案第30号市道路線の認定について（その1）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第31号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第31、議案第31号市道路線の認定について（その2）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第32号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第32、議案第32号市道路線の認定について（その3）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第33号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第33、議案第33号市道路線の認定について（その4）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第34号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第34、議案第34号市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号から議案第34号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第2号から議案第34号までは、会議規則第37条第1項の規定によりまして、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞さまでございました。

散会 午後 6 時02分

